

1. 議事日程（第5日目）

（平成18年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成19年10月2日
午前10時00分 開議
於 第1委員会室

1、開 議

2、議 題

- (1) 認定第 1号 平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第 6号 平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- (3) 認定第 7号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- (4) 認定第 8号 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- (5) 認定第 9号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- (6) 認定第10号 平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- (7) 認定第11号 平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- (8) 認定第12号 平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- (9) 認定第13号 平成18年度安芸高田市水道事業決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（19名）

委員	山 本 三 郎	委員	明 木 一 悦
委員	秋 田 雅 朝	委員	加 藤 英 伸
委員	川 角 一 郎	委員	塚 本 近
委員	赤 川 三 郎	委員	松 村 ユキミ
委員	熊 高 昌 三	委員	藤 井 昌 之
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	今 村 義 照	委員	玉 川 祐 光
委員	岡 田 正 信	委員	亀 岡 等
委員	渡 辺 義 則		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（24名）

市長	児玉 更太郎	副市長	増元 正信
副市長	藤川 幸典	総務企画部長	新川 文雄
会計管理者	立田 昭男	産業建設部長兼公営企業部長兼建設管理担当課長（建設担当）	金岡 英雄
建設管理課担当課長（住宅担当）	佐々木 泰司	上下水道課担当課長（下水道担当）	新川 昭夫
上下水道課長兼公営企業部水道課長	山本 孝治	建設管理課主幹（管理グループGL）	益田 茂樹
建設管理課主査	山根 厚志	建設管理課主査（改良グループGL）	小野 直樹
建設管理課主査	寄実 正次郎	上下水道課主査（下水道管理グループGL）	叶丸 一雅
上下水道課主査（上水道管理グループGL）兼公営企業部水道課主査（建設グループGL）			柿林 浩次
向原支所長	田口 茂利	八千代支所長	榎原 秀克
美土里支所長	清水 勝	高宮支所長	近藤 一郎
甲田支所長兼地域振興課長	垣野内 壮	建設管理課長	河野 正治
建設管理課担当課長	西原 裕文	上下水道課主査	平野 民生
清流園場長	片岡 勝城		

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

議会事務局長	増本 義宣	議会事務局次長	光下 正則
議会事務局主査	児玉 竹丸	主 任	倉田 英治



午前10時00分 開議

○山本委員長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席委員は19名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の決算審査特別委員会を開議いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおり、認定第1号、平成18年度安芸高田市一般会計決算及び認定第6号から認定第12号までの7件の特別会計決算並びに認定第13号、水道事業決算の認定についての審査でございます。

一般会計の決算については、産業建設部所管の部分について審査いたします。

それでは、まず認定第1号、平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち産業建設部所管の部分の審査を議題といたします。

所管部長の概要説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 それでは、座ったままでご説明をさせていただきます。

本日は、機構改革によりまして今話ございましたように産業建設部ということで現在は2課というふうになっておりますが、18年度決算では4課体制での実施でございます。

それでは、認定第1号、平成18年度安芸高田市一般会計決算についての概要をご説明させていただきます。

決算でいいますとその当時の管理課関係でございますが、土木総務が主なもので、国の補助事業に係る公共事業評価や国、県の樋門管理、また各種許認可の事務を行っております。

それと住宅担当では市営住宅の管理と建設が主なものでございまして、公営住宅から若者定住住宅など合わせて43団地328戸の管理と入居事務などを行いました。

住宅の建設につきましては、公営住宅で甲田町の堂ノ口住宅あるいは若者定住促進として高宮町川根の田草団地の造成あるいは建設に着手し、田草団地につきましては1棟1戸完成し、既に今年度に入って入居をしていただいたところでございます。

それから平成18年度から新たに設置されました地域高規格道路対策室では、道路の整備促進を一層図るため県と一体となって地元の用地交渉等を行ってきており、現在吉田地区において用地交渉等順調に行わせていただいているところでございます。

次に、建設課関係でございますが、道路維持といたしまして市道約820キロ程度の管理と17年度からの県道の権限移譲20路線138キロの管理を行ったところでございます。道路改良につきましては、市道では継続中の路線の早期改良ということでそれぞれ工事を進めさせていただいております。また、県道の移譲路線につきましては、6路線の改良あるいは測量等などを行い、現在継続中ということになっております。

それから災害復旧につきましては、18年度は7月と9月に災害が起きました。特に9月の台風13号に係る災害につきましては大変大きな災害でございまして、18年度、19年度で施工を行っております。主には18年度に工事発注を行い、19年度繰り越しておりますが、現在のところ大体7割程度の完成を見ているところでございます。

それから一般会計に係る特別会計関係でございまして、下水道関係では一般会計からの繰出金や浄化槽整備事業の補助事業での浄化槽整備事業あるいは安芸高田清流園のし尿処理場の業務全般と、特に平成17年度に清流園の老朽化と処理能力の改善のため施設の改修計画等を樹立するという事で循環型社会形成推進事業地域計画を策定を行い、これに基づきまして具体的な調査等を行っております。

それから水道関係でございまして、これも各特別会計への一般会計から繰出金あるいは水道事業への繰出金のほか飲用水供給施設、いわゆるボーリング助成についての補助事業等を実施をさせていただいております。

以上、概略でございまして、ご説明をさせていただきます。詳細説明はそれぞれ各担当課長の方からさせていただきますが、歳入につきましては全般事項にわたりますので、河野建設管理課長の方から一括してご説明をさせていただきます。以上でございます。

○山本委員長

河野建設管理課長。

○河野建設管理課長

それでは、私の方から決算書に基づきまして歳入の関係分、建設部に関係するものを説明させていただきます。

決算書の23ページをお開き願います。3目の衛生使用料でございまして、建設部に関係するものは1節の保健衛生使用料のうち右側備考欄にございましてし尿施設使用料731万3,400円でございます。これにつきましては、し尿収集業者が清流園へし尿を運搬する際の施設使用料でございます。

次に、6目の土木使用料でございまして、1節道路使用料940万9,613円でございますが、電柱などの道路占用使用料でございます。2節の住宅使用料でございまして、調定額6,210万2,920円に対しまして収入済額5,312万3,600円でございます。その内訳としましては、備考欄に掲げておりますが、現年度分と滞納繰越分の内訳となっております。なお、収入未済額897万9,320円でございますが、内訳としまして18年度の現年分が209万5,100円、過年度分が688万4,220円となっております。

次に、25ページをお開き願います。手数料の関係でございまして、2目衛生手数料、このうち建設部の関係は2節の清掃手数料でございまして、収入済額1億1,205万160円の収入を見ておりますが、その内訳につきましては備考欄にございまして現年度分、それから滞納繰越分、それから更新手数料の内訳となっております。収入未済額につきましては131万34円となっております。8月末時点で収入済みを除きまして93万1,553円となっております。

次に、4目の土木手数料でございます。1節土木管理手数料、収入済額61万7,260円は、備考欄にあります屋外広告物許可手数料並びに都市計画区域及び建築証明手数料の内訳になっております。

それでは次に、29ページをお開き願います。3目の災害復旧費国庫負担金でございます。1節土木災害復旧費負担金、調定額3億6,404万1,000円に対しまして、これは現年災に関係するものでございますが、平成18年7月、9月に発生しました豪雨による被災箇所それぞれ11カ所、103カ所の災害復旧費国庫負担金でございます。そのうち2億917万9,000円の収入を見ております。収入未済額としまして1億5,486万2,000円でございますが、これにつきましては53件が繰り越しになったことによるものでございます。

次に、3目の衛生費国庫補助金でございます。1節保健衛生費補助金、このうち収入済額1,073万円のうち建設部の関係は、備考欄にございます小型合併処理浄化槽設置整備事業費補助金と循環型社会形成推進交付金にかかわるもので、小型合併浄化槽につきましては28基分、循環型社会形成推進交付金につきましては安芸高田清流園の基本計画等策定費用の3分の1補助で受け入れたものでございます。

次に、4目の土木費国庫補助金でございます。次のページ、31ページをお開き願います。1節の道路橋梁費補助金、調定額7,887万円でございますが、そのうち7,139万円を収入を見ております。備考欄にございます地方道路整備臨時交付金の補助金で3路線の道路改良にかかわるものでございます。なお、収入未済額として748万円を上げておりますが、これは1路線の繰り越しによるものでございます。次に、同じく2節の住宅費補助金でございますが、5,907万7,000円を受け入れております。内訳は、備考欄にございますもので住宅建設にかかわる補助でございます。

それから次に、3目の土木費委託金、1節の土木管理委託金でございますが、2万円を収入しておりますが、これにつきましては甲田支所に設置してあります広島气象台からの雨量観測委託金でございます。

次に、33ページをお開き願います。県補助金の関係でございますが、1目の総務費県補助金、下の欄にございますが、そのうち1節の総務管理費補助金のうち備考欄にあります土地利用規制対策事業補助金4万1,000円を受け入れております。

次に、37ページをお開き願います。下の段の3目の衛生費県補助金でございます。次のページの39ページをお開き願います。1節の環境衛生費補助金294万8,000円を受け入れておりますが、そのうち建設部に係るものは備考欄にございます小型合併浄化槽設置整備事業費補助金263万7,000円でございます。これにつきましては個人の方がみずから設置する浄化槽に対して補助金を受け入れているものでございます。

次に、43ページをお開き願います。4目の土木費委託金でございます。1節の道路橋梁費委託金としまして2億9,060万を受け入れております。

権限移譲によります県道の改良及び維持に伴う委託金でございます。2節の河川費委託金68万4,548円は、県河川清掃の委託金として受け入れているものでございます。3節の砂防費委託金90万円は、2カ所の急傾斜地崩壊対策事業箇所の維持費等で受け入れているものでございます。

次に、57ページをお開き願います。雑入の関係でございます。右側中ほどに管理課関係雑入がございますが、1,125万1,633円を収入しております。国、県からの樋門管理委託に伴うものが主なものでございます。下水道課関係の雑入としまして393万4,490円を受け入れております。これにつきましては高田地区工業団地内企業からの下水処理施設維持管理に対する費用負担として受け入れているものでございます。

以上で全体の歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の関係を説明させていただきます。

決算書の69ページをお開き願います。7目の企画費の中に右側備考欄にございます土地利用対策費4万1,334円を支出しております。主なものは需用費でございます。

次に、111ページをお開き願います。土木費の関係でございますが、管理課に關係するものとして1目の土木総務費、右側の備考欄の中に土木総務管理費726万1,138円とございます。第2分庁舎の電気代ほか維持管理費ほか負担金、土木協会負担金等の支出を見ております。8節の報償費5万円の支出につきましては、6月6日に甲田ミューズで開催されました土砂災害防止月間広島県民の集いで音響謝礼でございます。

続きまして、同じページの2項道路橋梁費、1目土木橋梁総務費でございますが、右側備考欄にございます道路橋梁総務管理費としまして1,176万2,240円を支出しております。主なものとして需用費、委託料、負担金でございますけれども、道路照明の電気代でありますとか修繕料、そのほか道路台帳の委託料、生活道の舗装の補助金等でございます。

次に、113ページをお開き願います。河川費の1目河川総務費でございます。主なものとして委託料でございますが、樋門管理に関する委託料でございます。

続きまして、115ページをお開き願います。4項の都市計画費、都市計画総務費でございます。右側備考欄の都市計画総務管理費22万2,700円でございますが、主なものとして負担金の関係でございます。

それでは、別冊の主要施策に関する説明書の方をお開き願いたいと思います。151ページをお願いいたします。管理課の関係分でございますけれども、151ページの9、公共事業評価事業というのがございます。これにつきましては市が実施いたします補助事業に係る公共事業の適切な事業を資するため市公共事業評価委員会を開催をしております。18年度では2回開催をしております。評価委員会につきましては、5名の評価委員で、委員長に比治山大学の阪本教授に就任をいただいております。諮問をした2件につきましては、簡易水道等施設整備費生活基盤近代化事業八千代地区の再評価について、もう1件は水道水源開発等施設

整備事業事前評価についてでございます。この簡易水道八千代地区の事業につきましては、平成18年度から継続事業で事業実施しておりますが、5年を経過をすることから事業の再評価をして補助申請をするようになっておりますので、評価委員会に諮ったところであります。もう1件につきましては、甲田町での本村川改修事業に伴い水源地が影響する河川改修事業が平成22年度から予定されることから、平成19年度に水源移転事業の新規補助申請するに当たって評価委員会に諮問したものでございます。いずれの事業につきましても、事業を進めることは委員会として市の方針が適当であると認められたものでございます。

次に、10の生活道舗装整備事業でございますが、18年度6件の補助をしております。いずれも場所は甲田町内でございます。生活道の舗装によりまして住民の幹線道への出入りが容易になったところであります。なお、今後におきましては既に実施を済ませた生活道の舗装に対しての維持補修が課題になると考えております。

次に、11の河川管理事業といたしまして、特に昨年の豪雨を受けまして国が実施する江の川改修事業、古市柿原地区についての事業推進を行ったところであります。また、樋門の管理、国土交通省に係るもの、それから県の管理に関するものの管理を行っております。河川清掃につきましては、河川清掃団体との事務を行っているところでございます。実施内容としましては、国の関係の樋門が61カ所、県の樋門が8カ所の内訳となっております。また、県の河川の清掃活動では、昨年23団体が実施をされております。内訳は、括弧の中のようになっております。今後の課題等でございますが、国の事業に係ります古市柿原地区につきましては18年度から国が堤防事業800メートルに着手いたしました関係で早期完成を目指して引き続き要望活動を行う必要があると考えております。また、下甲立地区の堤防の未改修区間につきましても今後さらに要望活動を行ってまいりたいというふうに考えております。国の樋門等の管理につきましては、国と共催で研修会を実施し、今後も充実を図っていく必要があるかと考えております。昨年11月に1回、本年度5月、6月で実施をしております。なお、河川清掃につきましては今後とも河川愛護意識の普及・向上を図りつつ住民の活動の取り組みを進めていくようお願いをしていきたいと考えております。

以上で管理課の庶務の関係の説明を終わりました、以下担当の方から順次説明をさせていただきます。

○山本委員長 続いて説明求めます。

佐々木建設管理課担当課長。

○佐々木建設管理課担当課長 失礼いたします。住宅係の平成18年度決算の歳出につきまして説明させていただきます。

115ページ及び116ページをお願いいたします。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費につきましては、備考欄に記載してあります支出済額3,052万5,742円のうち人件費を除きました1,421万1,820円を所管分と

して決算いたしております。節でいいますと2節給料、3節職員手当、4節共済費を除いた1節報酬費から117ページ及び118ページの23節償還金利息及び割引料まででございます。支出の主なものといたしましては、11節需用費666万5,548円のうち修繕費として約581万7,000円を支出しております。それから12節役務費160万4,378円のうち保険料といたしまして約99万1,000円、13節委託料440万6,170円のうち水道水源点検管理、浄化槽法定点検、住宅の電算システムの改修など約420万円を支出しております。15節工事請負費としまして北生住宅下水道接続工事の1件57万7,500円を支出いたしております。

続きまして、117ページ、118ページをお願いいたします。2目住宅建設費でございますが、支出済額1億3,165万22円で決算いたしております。18年度分は主に堂ノ口住宅の建設、若者定住促進田草団地の造成工事及びお好み住宅の1戸の発注に伴う前払い金並びに小丸子住宅解体工事、新春日住宅下水道整備工事などに伴います設計費、造成・建設の工事費、用地購入費及び事務費でございます。

主要施策につきまして説明書の152ページをお願いいたします。152ページから154ページに住宅管理戸数及び住宅管理に関します修繕費の件数と金額並びに工事請負費の件名と金額を記載させていただいております。

また、154ページをお願いいたします。154ページに市営住宅の建設に関します総括と市営堂ノ口住宅及び若者定住促進田草住宅の建設内容を記載しております。

155ページに平成18年度実施の事業の主なものの委託料、工事請負費、公有財産購入について記載をさせていただいております。

以上、住宅関係の決算の説明を終わります。

○山本委員長

続いて説明を求めます。

金岡建設担当課長。

○金岡建設担当課長

建設課分につきましては益田主幹の方からご説明をさせていただきます。

○山本委員長

益田主幹。

○益田建設管理課主幹

益田でございます。旧建設課の歳出でございますが、決算書及び主要施策の成果に関する説明書に基づき説明いたします。

決算書の111ページ、112ページ及び説明書の144ページをお開きください。2項の道路橋梁費でございます。2目道路維持事業費につきましては、市道816キロメートル、県委託県道138キロメートルの道路維持費において予算額2億2,103万2,000円に対し2億1,288万4,570円を執行いたしております。そのうち市道道路維持費は1億2,503万2,000円に対し1億2,478万96円を、県委託県道道路維持費は9,600万円に対し8,810万4,474円執行しております。不用額の814万7,430円につきましては、主に委託料の除雪に伴う費用が見込みを下回ったことによるものです。道路維持費の主な内容は、市道道路維持費として委託料において除草作業委託と

して2,345万8,662円、除雪作業委託として438万6,732円及び工事請負費として110件の維持修繕工事を7,537万9,133円実施いたしております。県委託県道道路維持費は、委託料として維持修繕業務委託7,162万1,550円及び除雪作業委託157万4,600円及び工事請負費として6件の維持修繕工事費を685万8,600円実施いたしております。

次に、3目道路新設改良事業ですが、決算書の113ページ、114ページをお開きください。3目道路新設改良事業です。予算額5億9,860万3,000円に対して5億5,861万9,409円を執行いたしております。平成17年度繰り越しとして市道宮ノ城高野線ほか2件、1,837万3,899円を執行し、繰越明許費として市道市場宮ノ城線ほか2路線1,530万1,000円を繰り越しております。不用額の2,468万2,591円につきましては、主に県営事業の減少により県営事業負担金が1,863万9,000円減額となったものです。そのほか新町1号線の公有財産購入費が駐車場用地として取得することになりましたため431万1,583円の減額になったものです。

説明書145ページをお開きください。実施内容としては国庫補助事業として市道勝田根之谷線ほか2路線、総事業費1億4,824万4,673円を執行しております。主な内容は、下欄の表により取りまとめておりますので、ご一読くださいませ。

説明書146ページをお開きください。地方特定道路整備事業としては市道中山線ほか6路線、総事業費1億4,353万6,963円、単独・単県事業では総事業費147万円、県営事業負担金では総事業費5,136万1,600円、県委託県道委託改良事業としては一般県道船木上福田線ほか5路線2億1,400万6,173円を執行いたしております。

説明書147ページをお開きください。成果と課題ですが、成果につきましては完了しました路線は市道宮ノ城高野線で、引き続き継続路線を工事してまいりたいと思います。課題といたしましては、限られた予算において工事延長の増加を図るため整備路線の集中化及び予算の重点化を行うことが必要であろうかと思っております。

次に、決算書の方へお戻りください。113ページ、114ページの中段の橋梁維持費ですが、予算額90万円に対し84万円を執行しております。実施内容ですが、市道に係る橋梁の塗りかえを執行いたしております。

次に、3項河川費、2目河川維持事業ですが、予算額270万円に対して202万6,500円を執行しております。実施内容としては普通河川東林寺川維持工事ほか6カ所の護岸保守及びしゅんせつを行っております。

3目の宅防事業としましては、予算額137万7,000円に対して137万7,000円を執行いたしております。説明書148ページをお開きください。実施内容としましては県道甲田作木線の廃道敷地の用地を購入し、換地を行いました。

続きまして、決算書115ページをお開きください。4目の砂防費として県委託急傾斜地崩壊対策事業を行っておりますが、予算額1,218万円に対して90万円を執行しております。繰越明許費として災害関連緊急急

傾斜崩壊対策特別事業（下土師）でございますが、818万円を繰り越してしております。不用額の310万円につきましては、事業の減少によるものでございます。実施内容としましては、急傾斜地維持の修繕を2カ所行っております。

決算書135ページをお開きください。3項公共施設の災害復旧費でございます。1目の公共土木施設災害復旧事業ですが、平成17年発生災害の明許繰越分10カ所、平成18年7月に起きました梅雨前線による被災11カ所及び9月に発生しました台風13号による被災箇所71カ所として、合わせて92カ所の災害復旧事業を執行しております。予算額6億4,915万9,000円に対し4億116万8,706円を執行しております。不用額につきましては、平成17年度繰越工事費の精査による残でございます。なお、台風13号による災害復旧53カ所については、12月による国の災害査定が実施され、必要とする工期が確保できないため工事費で2億4,503万1,000円を明許繰越といたしております。以上でございます。

○山本委員長

西原建設管理課担当課長。

○西原建設管理課担当課長

それでは、地域高規格道路担当課に係る決算につきましてご説明をいたします。

旧地域高規格道路対策室は平成18年度から新設をされたところですが、18年度の対策室としての予算支出に関しましては決算書の111ページにあります8款土木費の土木総務費と113ページにあります道路新設改良費の中から東広島高田道路の事業推進を図るための経費といたしまして東広島高田道路整備促進期成同盟会負担金や県との事業調整等における旅費合わせて14万2,200円を支出しております。

続きまして、別冊の主要施策の成果に関する説明書150ページをお開き願います。8、地域高規格道路東広島高田道路（向原吉田道路）整備促進事業を掲げておりますが、東広島高田道路（向原吉田道路）延長約4.5キロメートルにつきましては、平成17年度に事業化になりまして、平成18年度からは市に対策室が設置され、県と一体となって事業促進を図っているところでございます。平成18年度は道路詳細設計に基づきまして事業説明会を開催したところでございます。吉田側を1会場、向原側を2会場に分けまして、各会場2回ずつ、計6回開催し、関係者に対しましてご理解、ご協力をお願いしたところでございます。また、土地関係者に土地立ち入り等のご理解をいただきまして、道路構造物の設計のための地質調査や道路防災対策としての溪流調査を実施することができました。吉田側につきましては、用地関係者に現地立会をお願いいたしまして、境界確認、境界測量を行うことにより用地測量を進めることができましたところでございます。また、さらなる事業促進を図るために国、県に対しまして東広島高田道路整備促進期成同盟会並びに市単独で予算の獲得や調査区間、整備区間への追加指定について要望活動を実施しております。

成果と今後の課題についてでございますが、事業説明会や個々への説

明を通じましてこの事業計画につきまして関係者の皆様から総体的にご理解をいただいたと認識をしております。今後は、吉田側から用地補償を本格的に推進していくこととなりますが、吉田側につきましては境界測量の実施によりまして広範囲にわたる地図訂正が必要となりましたので、速やかに訂正事務を進め、用地取得の促進を図りたいと考えてございます。また、建物移転をお願いする方につきましては、少しでも安心して移転をしてもらえるよう、行政サイドの情報サービスや支援によりまして、計画的かつ円滑に用地補償事務を進めてまいりたいと考えております。この区間の全体事業計画につきましては、平成20年代の後半に工事の完成、供用開始を目指して事業が進められるという非常に長期計画の中にありまして、事業がどうしても後年になる区間につきましては、関係者の皆様に対しまして、事業の進捗状況等さまざまな情報提供を継続的に伝えていくなど、協力体制を維持増進していくための行政的な取り組みが必要であると考えております。また、できる限り早期整備につながるよう今後とも国、県に対する要望活動を地道に続けていく必要があると認識をしております。以上でございます。

○山本委員長

続いて、新川上下水道課担当課長。

○新川上下水道課担当課長

それでは、下水道担当課が担当しております一般会計での決算につきましてご説明を申し上げます。

決算書の96ページをお願いいたします。4目の環境衛生費から28節繰出金といたしまして5億3,505万5,000円のうち備考欄におきます浄化槽設置整備事業費、また浄化槽整備事業特別会計、コミュニティ・プラント整備事業特別会計へそれぞれ繰り出しております。

続きまして、97ページをお願いをいたします。2項2目のし尿処理費でございます。ここでの内容といたしましては、し尿処理費での支出済額3億253万1,179円は、備考欄におきますし尿処理総務管理費、また清流園での人件費や管理費といたしまして、またし尿処理費におきましては市内のし尿の収集処理に係る費用、またし尿の処理施設管理費におきましては、高田地区工業団地内処理場と清流園でのし尿処理事業での施設管理に関するものでございます。節の主なものといたしまして、人件費のほかには消耗品、燃料費等の経費に係る需用費、また役務費につきましては放流水の分析検査、保険等でございます。委託料につきましては、大きく占めますし尿処理費といたしまして、し尿の収集運搬に係ります業者への委託料、また施設管理費への支出につきましては清流園におきます各種保守点検の業務委託、汚泥処理に係る委託費などでございます。

次に、100ページでございますが、上段でございます、し尿処理施設整備事業費といたしまして建設のための基本計画の策定あるいは生活環境影響調査の委託料といたしまして1,890万円を支出いたしております。工事請負費につきましては、清流園でのし尿の投入口の取りかえ工事等を行っております。

次に、説明書をお願いをいたします。104ページ、105ページでござい

ます。生活環境の保全と確保という観点から新市でのし尿処理事業全般につきまして施策の展開をしてきたところでございます。安芸高田清流園での処理につきましては、かなり老朽化した設備を絶えずメンテナンスしながら鋭意適正処理をしてまいりました。表にありますように、し尿の処理量は減少しているものの浄化槽汚泥量は現実には増加をしています。したがって、業者によりまして移動脱水車での汚泥処理を実施し、清流園での処理量の軽減を図ってきているところでございます。また、一般会計での浄化槽整備といたしまして、補助金型の浄化槽設置補助を通じまして集合処理の事業がおくれます地域への生活排水処理を実施をしてきたところでございます。合計28基設置をいたしております。また、特別会計におきます生活排水処理といたしまして、表にあります整備手法によりましてそれぞれ各処理区で事業実施を行っております。また、次のページにございます安芸高田清流園での改修に向けまして、18年度におきましては現状の処理量とこれからの下水道計画を踏まえまして廃棄物処理量の長期的視点に立った施設の規模の設定、また処理方式、資源化の検討を実施しまして、あわせて基本調査となります生活環境影響調査を実施をする業務を発注してきたところでございます。

続きまして、下に成果と課題ということで表とグラフにあらわしております。処理区別の整備状況ということで、それぞれ整備率等掲げております。加入率におきまして、これは管路整備がされまして宅地内の排水設備を完了をされたという人の割合でございますが、このことから吉田と甲田の処理区の下水道加入率が若干低いわけでございますが、このことは現在主に吉田、甲田での工事实施が多いわけでございますが、既に供用開始をしておるわけでございますが、宅地内での工事がまだ実施をされていない。3年以内にこれは実施をするということでお願いをしております。そういう中でそういう工事をまだ実施をされていないという方がおられるということで加入率が低くなっているものと思っております。全体の市内の整備率は57.2%、県内では77.2%、これは17年度の数値でございますが。今後の課題といたしまして、財政状況が厳しい中でございますが、それぞれ整備区域の精査を実施をしながら、状況に合った整備手法と見直し等も引き続きやりながら効率のよい整備を進めていく必要があると考えております。また、維持管理費につきましても加入者の促進あるいは堅実な使用料の徴収に努めまして、業務委託の見直しあるいは体制につきましても検討を重ねていきたいと思っております。以上でございます。

○山本委員長

続いて説明。

山本上下水道課長。

○山本上下水道課長兼水道課長

失礼します。それでは、水道課に関します説明をさせていただきます。決算書の95ページ、96ページをお願いいたします。目4の環境衛生費でございますが、96ページの左に書いておりますように飲料水供給事業特別会計繰出金といたしまして799万1,000円、これに対します支出件数

は10件でございます。そして簡易水道特別会計の繰出金といたしまして4億4,569万6,000円でございます。次に、水道事業会計の繰出金といたしまして500万円。これは中期経営計画、これは中には簡易水道事業の費用も入っておりますが、500万円を繰り出しております。以上でございます。

○山本委員長 この際、11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

赤川委員。

○赤川委員 二、三ほどお伺いいたします。

まず1件は、地域高規格道路のことでございますが、このことにつきましてには向原吉田道路を4.5キロですか、早期完成を目指して事業調整を進めていただいておりますが、そういった中で吉田側の用地買収にもぼつぼつかかるといってございまして、そういった形の中で建物移転を必要とされる対象者の方々から土地に関する情報提供や、あるいはまた農地の転用手続等々についての要望があったというように聞いておりますが、そこらの状況、また今後の対応についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

2点目に、ここに主要施策の説明書の151ページにあります10番の生活道舗装事業でございますが、今回生活道の舗装の状況もだんだん変わってきてまして、補助金を出しての整備ということになっておるわけでございますが、今回ここに6件178万2,000円という金額が書いてあるわけでございますけれども、その道路の幅あるいは舗装の厚さあるいは延長等々については全く私たちにはわからないわけなんで、この金額でどのぐらいの延長する長さができるのか、そこらあたりをもう少し詳しくお伺いしたいと思っております。

3点目に、河川管理事業というのが次の11番にありますが、このことについて河川の清掃をする団体というのがあられるわけでございますけれども、この団体、ここに表に見ますと吉田が3、美土里が5、高宮が5、甲田が9、向原が1というように書いてあるんですけども、この清掃活動を実施した団体というのはどのような団体で、なおかつまた68万4,548円の支出ということがありますが、そこについてのご説明をいただきたいと思っております。

なお、もう1件、昨年9月に豪雨がありましたことは記憶に新しいところでございますが、そのときに樋門管理について十分な樋門管理や操作ができなかったところもあるし、なおかつ操作は十分であっても雨量が多いために河川、江の川の調整してもなお内水が多く、被害があったこ

とが事実であります、このことについて昨年もいろいろと質問し、要望もいたしましたけれども、いわゆる強制排水装置の問題でございますが、この件については国土交通省へ陳情し、要望するというお言葉をいただいとったわけでございますが、その件についての結果あるいは今後の取り組みについてお伺いをいたします。計4点になろうかと思いますが、よろしくをお願いします。

○山本委員長 答弁を求めます。

西原建設管理課長。

○西原建設管理課担当課長 それでは、1点目の地域高規格道路に対するご質問でございますが、吉田側につきましては今年度からいよいよ用地補償へ着手をしておるところでございますが、先ほど申し上げましたように地図訂正を広範囲にわたって行う必要がございますので、分筆が伴うような対象者につきましては今年度買収できませんので、今年度は全筆買収できる方につきまして現在交渉を進めているところでございます。移転をされる方につきましては基本的には長年住みなれた地元に残りたいという希望を持っておられますので、なかなか適当な移転先が見つからないというのが現状でございますが、そこで市といたしましてもできる限りの土地情報の提供をしておるところでございます。現在1名の方につきまして移転先が決まりまして、先日契約をしていただいたところでございますが、移転先が農地であるということで農振除外とか農地転用といった手続が必要になってまいりましたので、産業振興部との連携をとりながら手続等の相談に乗っておるところでございます。今後につきましてもこのようなケースが出てくると思われますので、できる限りの市として支援をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○山本委員長 続いて答弁求めます。

河野建設管理課長。

○河野建設管理課長 それでは、先ほどの質問でございますが、生活道の関係でございます。生活道の舗装は、単独補助で現在45%補助、補助額は50万円を限度として実施をしておるところでございますが、これは自動車が通る幅員ということでおおむね2メートル以上の幅員の生活道路と、受益者2戸以上ということで実施をしておるところでございます。18年度につきましては、先ほど6件と申し上げましたけれども、それぞれの延長でありますとかそういった延長の資料は持ち合わせておりませんが、それぞれの事業費でいいますと補助対象事業費1件につきましては120万円程度、それからもう1件につきましては150万円程度、45万円程度でありますとか、そういったそれぞれの状況に応じましてさまざまでございます。そういったものが6カ所ということでございます。

それから河川の団体でございますけれども、県の管理河川の清掃団体ということで、地域で清掃していただくという団体に県の方へその登録団体ということで申請をさせてもらっております。吉田では油川、多治比川、砂田川と、この3カ所の清掃団体がございまして、その事務をして

おるところでございます。なお、この団体につきましては、その団体が支出をいたしました草刈り機の賃代でありますとか燃料費、草刈り機の刃の代、そのほかジュース等の飲み物、これらを経費を出されますけれども、そのうち県の方で認めたものを県の方から支出をしていただいております。これらの団体から出ました経費を足しますと131万8,491円になるわけでございますが、県からの支出はそのうち68万4,548円ということになっております。

それから樋門の関係でございますが、昨年度の台風、9月の豪雨以来市長初め国、県の方に陳情を重ねております。堤防改修等あわせて排水ポンプの要望も昨年度も行いました。それから今年度におきましても6月、7月で国、県の方にも要望をしておるところでございます。排水ポンプを設置するように今要望を重ねておるところでございます。こういった状況でございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○山本委員長 続いて、赤川委員。

○赤川委員 地域高規格道路のことでございますが、ああして夢のような話もだんだんと実現するような状況の中で、それぞれ地域の方が協力をいただいております。そういった中に特に吉田側の常友地区については振興会の活動も活発にやっていたくような地域でございます。今回10数戸になろうかと思いますが、移転をされるという方々の話を聞いてみますと、ぜひ地元に残りたいという強い要望でございますので、特に農地転用等々についてはそれなりのひとつご指導をいただきたいというように思います。

また、生活道の舗装の件でございますが、これは建設部へ行って聞きゃあわかることだというようなことでございますが、この際ちょっと伺いたいのは、要するに厚さはいろいろあると思いますが、平米大体どのぐらいかかるのか、金額的なものをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

そして河川清掃のことについてはよくわかりましたので、それぞれの県の一級河川の清掃ということになろうかということに理解いたしました。

また、強制排水のポンプでございますが、これは今話をお願いしとることとでなしに、あれから全く話がないのかどうか、そこらあたりを強い要望をしていただかなくてはまた同じような被害があるかもわかりませんので、そこらあたりひとつ重ねて要望します。

○山本委員長 答弁を求めます。

西原建設管理課長。

○西原建設管理課担当課長 建物移転につきましては吉田側には20戸ほどございまして、先ほど申されましたようにどうしても地域に残りたいという思惑を持った方がかなりおられますので、そこらの状況も聞き取り調査等で相談に乗りながら円滑に進むように、農地転用等の手続につきましても側面的な支援はしていきますので、スムーズに円滑にいくように市としましても努力し

たいというふうに考えております。

○山本委員長 続いて答弁求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 生活道の舗装単価でございます。地元に行われた事業に対して補助を出すということでございます。それぞれいろんな経費のともあるんですが、基本的には通常我々が簡易舗装をやるのが舗装の厚さが4センチですが、3センチから4センチ程度でやっておられる場合が多いというふうに思います。経費の問題もございますので、通常市が発注するものよりは経費が安いんで、それぞれのちょっと状況違いますが、2,000円程度ということじゃないか。ちょっとこれはもう少し精査をして、また後日ご報告とさせていただければというふうに思います。

それからもう1点、排水ポンプの関係で、先ほど課長の方が申しましたように先般、昨年、またことしにかけて市長を筆頭に、国の方あるいは三次河川国道事務所等の方にも要望を重ねてまいりました。そういう中で河川については先ほど申し上げましたように改良等を進めていただいて、あと排水ポンプにつきましても1基ほど今年度何とかしてやるというようなことで……。ごめんなさい。20年度でございます、に予算措置をすべく今、国の方も頑張っているという状況でございます。以上でございます。

○山本委員長 赤川さん、いいですか。

○赤川委員 はい。

○山本委員長 ほかに質疑ありませんか。

岡田委員。

○岡田委員 関連のことから一つお伺いいたしますが、150ページの高規格道路のことについて今問われたんですが、この中段ごろに国土調査による地籍図と現況との相違箇所が判明し、広範囲にわたって地図の訂正が必要となるというように書かれとるんですが、これは地権者がここでおられれば、土地関係者が61名ですか、それで立ち退きの関係やいろいろあるように言われたんですが、旧吉田町時代に地籍調査されたことと、吉田町の公図と新たに高規格道路のはかりよって地権者との話で地図が合わんということでしょうか、多いところでどのぐらいになるんですかな。それでそういう場合に、言うたもとの固定資産税払いよったことが違うということになるとどういう扱いにされるんか。測量費は多分国土省の方で見られるんでしょうが、分筆も、個人の負担はかからんと思うんですが、広範囲にわたるということになるとこれからの事業にも差し支えるようなおそれがあるんじゃないんですかな、お伺いいたします。

○山本委員長 答弁求めます。

西原建設管理課長。

○西原建設管理課担当課長 ただいまの質問に対してお答えしますが、国土調査がこの地域につきましては昭和44年に調査をいたしまして、ちょうど38年ぐらい前になると思うんですが、その当時実施されて、当時は平板測量という

ことで平板とテープを持って測量したんだろうと思いますけども、このたびこの事業に伴いまして用地測量をするに当たりまして境界の立ち会いをしてもらって境界測量しましたところ法務局にある17条地図、14条地図ですか、今、と現況とが合わないということで、どうしても現状のままでは分筆ができないということで、法務局の方に通りませんので、いうことで修正を余儀なくされておるという状況でございます、これにつきましては県の方でももちろんそういう測量いいますか、修正に係る書類は作成をしていくんですが、訂正につきましては原因としまして地方税法による訂正ということで、要は税金が適正に課税をされないという原因のもとに修正をしていくということでございますので、修正後は当然修正後の面積で課税をしていくということになるかと思っております。そういうことで範囲といたしましては、この一帯が非常に精度が悪いと思いますか、広範囲にわたりまして国道側から江の川に至るまで100数筆、100筆余りの修正が必要になってくると思うんですけども、かなり広範囲になるということで早急に修正事務を進めまして用地計画図を作成したいという考えでございます。以上です。

- 山本委員長 岡田委員。
- 岡田委員 いや、そやけ大きい誤差がどのぐらい個人によってあるんですかね。それで何ぼ昔テープで引っ張りよったいうてもそがにひどう違うようなことはないと思うんですがね。何十平米って違う人がおってんですか。
- 山本委員長 答弁求めます。
西原建設管理課長。
- 西原建設管理課担当課長 法務局に申請する場合は、ある程度の誤差は認められておるんですけども、それ許容誤差、公差といいまして、その範囲を超えておるということで、てんで違うというわけじゃないんですけども、多少その公差の範囲からずれますと法務局の方が受け付けてくれないということになりますので、その訂正はいたし方ないというふうに考えております。
- 山本委員長 岡田委員。
- 岡田委員 いや、個人によって、私が地権者で田んぼを1反持つとる、300坪、1,000平米ね、それが100坪も違うとかいうケースが出てくるんかどうなにか。
- 山本委員長 答弁求めます。
西原建設管理課長。
- 西原建設管理課担当課長 現在、修正に伴いまして法務局へ申請をしていくんですけども、その申請書類がまだでき上がっておりませんので、具体的に1筆何平米違うかというようなところまでは私も把握しておりませんが、大きいところでは約1メートル程度違うような箇所もあるように聞いております。大きいところはですね。
- 山本委員長 岡田委員。
- 岡田委員 それ用地買収まで進んでいきよるということですから……。
- 山本委員長 西原建設管理課長。

- 西原建設管理課担当課長　　ちょっとまだ説明の仕方がまずかったかと思えますけども、この地域だけと申しますか、全体的にずれが生じまして、全体的にずれておるといことで、例えば正しい位置へずらせば全体的にも合ってくるような状況にも見えるところでございます。
- 山本委員長　　岡田委員、理解されましたか。
岡田委員。
- 岡田委員　　いや、大体そういうことが起きるというのは、先ほど巻尺ではかった時代と今の光ファイバーでいうんか、航空写真で、いろいろ今あるんですが、その誤差というのは生まれるんですよ。それは巻尺引っ張る人が向こうへポール立てて何メートルいうてやりよった時代ですからね。じゃがそれにしてもわずかですよ。そうそうは違わんはずなんですよ。それは違うたことは直さないけんのじゃけ直して、決まった面積で買収をする。ただ、それまでに法務局へ登記されとる方が分筆せにゃいけんいって簡単に言いますけども、人間でいえば戸籍ですよ。土地の戸籍を何ら責任がないのに分筆せないけんことになるんよね。そこで行政の方が平にお願いするといっても人はいろいろ考えが持つとる人が多いから、大分努力せんなんやと。そういうことで自分の土地を売るんでもない、売るいうか、土地登記へ傷つけとうないという者が出たときに大変な至難のわざをされるような気がするんです。それは今乗りかかった船ですから、その辺をクリアしてやらないけんことなんでしょうが、そういう誤差の問題については登記しとるんだけ新しい分でいく以外ないと思います。
- 次に、144ページの、何かに理由があるんでしょうが、委託料の表がありますよね。一番上と一番下が比較するのは難しいけ、私、距離が同じような21.何キロと11.何ぼの、この事業費が、これはいろんな草刈るのに事情があって違うんだらうと思うんですが、その事情が違うところを説明願いたいのと、それから105ページの、成果表の、説明書の、これ向原の水道事業のことなんですが、多分、長田の広島市の境のことだらうと思うんですが、広島市の人を水道事業に取り組まないといけない事情があったから104%という数字が出たんでしょうが、100.4%ですか、その内容説明いただきたい。
- 山本委員長　　答弁を求めます。
益田主幹。
- 益田建設管理課主幹　　今ご指摘いただきました除草の業務でございますが、除草するとき機械が背負いでやるものと、それから吉田の場合は建設省の堤防をずっと刈るものございまして、除草の機械が非常に大きな機械でございますので、そういった機械の使用料というものが全然違いますのでこういう結果になったものと思われます。以上です。
- 山本委員長　　続いて答弁求めます。
新川上下水道課長。
- 新川上下水道課担当課長　　105ページの表のことでございますが、米印で区域外を含むというこ

とで明示をさせていただいております。これは安芸高田市外という意味ではありませんで、向原におきましては早くから整備がされとる中で集合処理はあらかじめ区域を定めております。その中にも浄化槽で既に整備をされた方がございます。そういう方も一応水洗化をされとるということでダブってカウントをさせていただいております。そういう意味で100%を超えるという形になっております。一応省いてもいいわけですが、整備が終わってるという形で含ませてもらっておりますので。以上でございます。

○山本委員長 ほかにも質疑ありませんか。

松村委員。

○松村委員 主要施策で151ページから2ページへかけて樋門管理についてのご説明をいただいたところなんですけど、去年は市内でも部分的には300年ぶりという国道54号線が冠水したほどの雨量だったわけですが、今後こういう環境問題については思わぬ災害につながることも多いかと思うわけですが、この樋門管理の研修会を18年度は1回と19年度に5月、6月に行っていたように伺ったわけですが、そのときに国が所管する分、県の分、管理部門、それから地元で操作員として維持管理しとっていた方々も含めた研修会を行っていたのかどうか、ちょっとそのところをお尋ねいたします。

○山本委員長 答弁求めます。

河野建設管理課長。

○河野建設管理課長 研修会におきましては、国の管理樋門の研修会を実施したところでありまして。以上でございます。

○山本委員長 松村委員。

○松村委員 先ほども申しましたように、ああいう豪雨というときにやはり樋門の調整というのは本当神経をとがらせながら微調整とかいうふうなことも要りますし、そこらの予報をキャッチして行動するとか、樋門の役目というのは大変重要なことじゃないか思いますので、そういう地元管理者の研修会というのは考えておっていただかないのか、重ねてお尋ねします。

○山本委員長 答弁求めます。

河野建設管理課長。

○河野建設管理課長 地元管理というのは農業排水樋門とかいう関係であろうかと思いますが、この件につきまして産業振興部の農林の担当の方と調整をしながら、長屋の樋門について樋門設置をいたしました業者の操作の指導を受けながら地元の役員さん出ていただいて先般実施をしたところでありまして、また順次こういった研修も行ってまいりたいというふうに考えております。

○山本委員長 ほかにも質疑ありますか。

青原委員。

○青原委員 成果表の105ページですか、先ほど岡田委員の方からも質問があった

ように思うんですが、ここの今後の課題ということで下の方に書いてあるんですが、財政が厳しい中で整備が云々があるんですが、今後どういうふうなお考えをお持ちなのか、事あるごとに聞いとるんですが、再度お聞きしたいと思います。

○山本委員長

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長

ただいまのご質問でございますが、これにつきましては大変事業を実施する上では非常に難しい状況もあるというのが、既に継続中で、例えば八千代であれば事業実施をしてきている。そういう中で今後どの程度費用と時間がかかるかということはなかなか昨今の経済社会情勢では難しいという中で、合併後いろいろ整備手法等も調整をさせていただく中で、特に吉田につきましては、公共下水の周辺の特定環境保全公共下水でやるところについては当分の期間事業が推進できないんで補助事業の合併浄化槽を入れるとか、また今後の大きな課題ですが、江の川対岸の地区についても当初、農業集落排水等で計画されておりましたが、圃場整備等の事業あるいは市の下水道の事業推進ではなかなか取り組みが難しいという状況の中で、浄化槽への事業転換を進めていくという考えでございます。特に今、それ以外のところについては大体事業について確定をしておりますので、今後についてはいわゆる下水道関係については加入促進、あとそれ以外については浄化槽ですが、八千代につきましては今後の状況も踏まえながらもう少しそこらについては精査をさせていただく必要があろうかと思っております。現時点では今事業があるものを第1期工事として早急に完了をしていきたいという思いでおります。以上でございます。

○山本委員長

青原委員。

○青原委員

今後考えると言われたんですが、もう19年度中には恐らく今、八千代の場合ですね、1期工区が完全に供用開始というふうな形になるんだろうと思うんですね。供用開始になったときに2期工期いうことが出てくるんですが、そこらを今まだ考えとりませんということになるとこのまま続けてやるんかないという思いがせんでもないんですが、そこらあたりの考えを早う決めてもらわんと、やっぱり一日も早くそういう生活環境を整えたいというのは住民一人一人の願いじゃなかろうかというふうな思いがするんですが、そこらあたりもう少し、こうしますというふうな回答は出てこんですか。

○山本委員長

答弁を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長

これにつきましては非常に言われるようにこうするということをおっしゃっていただけないかということでございますが、実は旧町時代に大きな全体を含めた計画をされる中で第1期、第2期というふうな分け方をして、大まかに言えばですね、それに分けて現在第1期工事をやらせていただいております。その事業をするに当たりましては、国の認可を、全体の中での認可、その中での位置づけがされておりますので、我々としてもある

程度の修正が必要な場合したいんですが、そこらのところも状況をはかりながら対応させていただかなければならない。また、それぞれその当時のいろんな状況の中で地域の住民の方にも我々としても説明責任が伴うということございますので、現時点ではすぐにいつからという状況はちょっと申し上げにくいのが現状でございます。

それと今話ございましたように、一部につきましては供用開始をすべく今準備をさせていただいてるというのが現状です。以上でございます。

○山本委員長 熊高委員。

○熊高委員 4点ばかりになろうかと思いますが、まず主要施策の104ページから105ページにかけて安芸高田清流園の関係のことも出ておりますので、そこらについてお聞きしたいというように思います。

まず104ページに移動脱水車によるコンポスト化を17年度からやって、2年目を経過したわけですね、18年度の決算でいえば。だからコンポストをつくるための脱水車、かなり高価なものだというふうにも聞いた記憶がありますが、ただ、その汚泥の処理量が減少したということであれば費用対効果という点から今後、清流園の改修計画も出ておりますけども、そこらの関係で17年、18年でこういった脱水車を活用しての取り組みもされた結果として、清流園の改修も含めてどういった費用対効果のバランスを考えていかれるのか、そこらについて1点まずお聞きしたいということと、2点目は、清流園の改修ということが105ページにも出ておりますが、ある程度委員会でも説明もあっておりますが、人件費も決算書の方に出ておりますが、特殊な技能を要する職種でありますし、厳しい作業環境にあるというふうな状況にあらうというふうにも思います。そういった中で人材という確保も非常に今後将来にわたって育成強化をしていく必要もあるんじゃないかという気がするんですね。当然改修計画の中でそういったことも含めてどのように考えておられるのか。この18年度の人件費の状況のままですと改修も含めていけるのかどうか、その辺についての人材に関する部分についてお聞きしたいというように思います。

それから3点目は、150ページ、151ページあたりに関係してお伺いしますが、先ほど同僚委員も質問された国土調査の関係、これは私も気になっておったんですが、ある程度のご答弁の中でわかった分もありますが、答弁の中に44年当時の測量技術の中でこういった誤差が出たというふうな答弁があったんですね。であれば44年当時に、あるいはそれ以前にあった国土調査はすべてこういった誤差が出てくる可能性があるという心配も出てくるんですね。そういった観点でいえば、全部チェックをし直さないけんということにもなるんで、その答弁が妥当であるかどうかということも含めて、再度確認をしておきたいというふうに思います。

それと151ページ、4点目になりますが、公共事業の評価事業という

形で出ておりますが、こういったものがどんどん出てくるんだというふうに思いますが、この2つの評価をして、全般的な事業に対する評価という事業評価のあり方というものを、どのようにとらえられたか。その辺について、今後のこの評価をしたことに伴ってどのように進めていくという感じを持たれたのか。

特に今、同僚議員も言われたように、下水道関係の事業の見直しというのも、いろいろ今の105ページあたりにも書いてありますし、少し確認をしたいのは、先般この特別委員会の冒頭に財政計画の発表もありましたが、これもある程度長期計画あたりの予算を落としたものなんですね。見直しがあれば当然それぞれの担当課が、その本当の事業の部分の見直しをしていくことができないと、本当の意味の長期計画なんかの予算が一応落としてありますが、これもかなり大ざっぱな、絵にかいたもちという言葉が適当かどうかわかりませんが、そういったことになろうと思うんですね。ですから事業評価とその財政計画とそれぞれの原課が持っておる計画の見直し、これらが連動しないと最終的には中身のある財政計画に落とし込みができないという気がするんですね。それについて、以前からずっと聞くのにその辺の連動がどういうふうになるのかというのがなかなか見えてこないという気がするんで、それについて部長がお答えされる範囲かどうかわかりませんが、その辺についてお聞きしたいと思います。

○山本委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

新川上下水道課長。

○新川上下水道課担当課長 それでは最初の質問でございます移動脱水車の件でございますが、これまでご説明を申し上げておりますように、現在、市内にあります農業集落排水施設から出る汚泥あるいは浄化槽から発生します汚泥、この量が非常にふえてきている中で、清流園の処理能力がいっぱいになっている状況でございました。そういう中で県の補助を受けて市の方が移動脱水車を購入して、そういった汚泥の軽減を図ろうとしたところでございますが、業者の方の協議の中で、業者みずからが脱水車を購入してそういった汚泥の適正処理を図るという形に変わってきました。そういう中で、移動脱水車につきましては現在、業者が購入して、市の方がこの維持管理の委託料として払っているのが状況でございます。そういう中におきまして、清流園がある程度大きな処理能力を持ちますと、当然移動脱水車も余り必要がなくなることと思っております。そういう中で、そうはいいましてこれから下水道計画の状況を見ますと、まだまだ浄化槽汚泥等もふえる状況でございますので、そういった移動脱水車につきましては若干使用頻度は減ると思っておりますが、業者の方で持ってもらって、必要なときに市の方が委託をして使わせていただくというような形で考えております。

それから2番目の、改修計画におきまして人材育成という形でございますが、現在、清流園の整備計画を立てる中で、こういった処理量、処

理規模が決まってきております。これからメーカーサイドでの入札を実施いたしまして、施設の概要が明らかになってくると思います。そういう中でこの施設におきます人員がどれくらい必要なのかという中で、当然、維持管理の必要な人材が見えてくるわけですが、現在、下水道処理施設もそうなのですが、こういった施設はなるべく民間委託を下さいという形に変わってきております。当市におきましては、し尿業者との合特法「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」によります協議の中で、維持管理はし尿業者の方にやってもらっておりますが、し尿処理施設につきましては、行政みずからの責任において処理をするということで、ごみ等と同じように職員の方が常駐してやっとなる状況でございますし、将来的にも職員の常駐は必要だと考えております。そういう中で、一部業者の委託を、力をかりながら最小限の人員の中で構成していくのが妥当だろうと原課の方では考えております。以上です。

○山本委員長 続いて答弁を求めます。

藤川副市長。

○藤川副市長 国土調査の件でございますが、西原室長が昭和44年、平板測量というのが、現在では光波で測量しますので、その差を表現したものと思っております。私が知る限りあの付近は、これは旧吉田町内全体も部分的にはそういった完全に現地が合っておるという状況はないわけですが、特にここへ高規格が通ります地域は、全体がずれておるというのは、旧吉田町時代からお聞きしとった問題でございました。ちょうど高規格が出ますので、県の財政の方で修正していただこうと。一たん認可が済んだものを地図訂正をするといいますと、もう全部国土調査をする以前に戻すような測量の仕方が必要なわけで、多大な費用がかかるというのが課題であったわけですが、測量の精度が甲、乙、丙とございまして、その当時の丙測量で、今の甲の、高度の高い測量と違いますので差が出てくるのは当然ですが、著しくその一帯のますがずっておったということで、県の方の事業で訂正をしていただきたいと。これは地元の方も課題であったものが解消するというところで、これはご理解をいただいております。

それと、公共事業評価事業でございますが、これは現在、事業をしておりますものをここに掲げておられます委員さんによって再評価、5年経過したものは再評価するわけですが、先般、長期計画なり財政計画でいろいろご論議をいただきましたが、安芸高田市は財政健全化計画、さらにそれに基づいて長期総合計画を実施しておるわけでございます。特にどうしても避けて通れないといいますのが、この19年6月の国会での財政健全化法、これでご案内のとおり、特別会計公営企業等、全部の連結決算で指標指針を、連結指針ですね、示すように相なるわけでございます。それで本市もこの財政分析の結果、収入と支出、その差がどれだけ出るかというのは、先般ご説明しましたように、その収支の

差だけが投資的経費、つまり政策的経費に予算が組める金額でございます。ご案内のとおり、本市の経常収支は94.7%で、非常に財政硬直化が進んでおるのも事実でございます。要するに投資的経費、政策経費が充当できない状況で、当然そのためには公債費等どんどん上がっておりますが、また市長が申しますように、交付税が10年後、さらに5年かけて22億の削減、そういう見通しを見ながら、事業の見直しはせざるを得ない状況になっておるものと思っております。要するに、しないというのではなくして、スパンは何ぼか長くさせていただきたいと。それとどうしてもこの財政分析をする中での投資事業費の予算が決定されるものと思っております。

快適な文化的な環境の整備でございますが、当然やるわけでございますが、地域によっては事業の見直しは必ず説明責任をしながらやらせていただきたいというのが今の状況でございます。以上でございます。

○山本委員長 この際、質疑中ではありますが、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 午前中にご答弁いただいた件で再度質問させていただきますが、まず、移動脱水車については、取り組みの状況はわかりましたが、新しくそういう点を整備をして規模を拡大すれば処理能力が上がるから、そういうものも使う頻度が少なくなるだろうというふうなご答弁だったというふうに思うんですが、コンポスト化する車両を購入する費用と、それから大規模化する費用、コスト対比をしたときにどういうふうになるんかということも含めてお尋ねしたんで、補助金をもらって投資をして改修をして規模を大きくすればそっちの方がいいからという発想は今、変えるべき時期に来ておるのではないかというふうに思うんですね。だからその車両で減量化できて、規模を少しでも小さくできれば投資額というのは少なくなるわけなんで、その辺の投資効果も含めてコスト計算をされた上で新しい清流園の計画をされておるのか、その辺がお考えが検討された経緯があれば、再度お答え願いたいというふうに思います。

それと清流園の人材についてということでご答弁いただきましたが、今後その改修計画に伴って人材配置も含めていろいろ検討していくんだというふうなことでしたが、人材というのは新しく改修したからまたすぐあしたから人入れてというふうな、そういった単純な人材ではないというふうに思うんですね。現在の陣容、かなり頑張っておられるというふうな状況もあろうというふうに思いますが、早目早目にそういった計画の中で手を打つということが必要ではないかというふうな観点で、再

度その辺についてどの程度まで検討をされておるのか、ある程度ふやす方向でいっておるにすれば、既にそういった人材確保の考えというのものもあるべきじゃないか。市の職員のスリム化をするという中で、そこらを含めて検討されていくべきじゃないかなという気がするんですが、そこら辺についての再度お考えをお伺いしておきたいと思います。

それと、150ページの国土調査の関係ですが、既に事前に吉田町時代ということなんかどうかわかりませんが、事前にわかっておったというふうな藤川副市長のご答弁をいただきましたが、そういった費用がかかるんでたまたまこういう時期まで待ったんだということだというふうにお聞きをしたんですが、他にもそういった状況があつて、まだそういった財政の関係で放置しておるのかどうか。単費なんかは時期も違いますから、また中身も違いますから、そこら辺との関係というのはいないんでしょうけども、いろいろ農道関係の周辺の土地の問題とか国土調査、その土地の地籍の関係、そういったものが非常に多いように見受けるんですね。だから他のことも整理を一応するような状況も整理をされるべきではないかなという気がするんで、今回の分はたまたま県の方で費用も出るような状況が転がり込んだというか、ある程度そういう見通しで待っておったということであるのかもわかりませんが、何年ぐらいにそれはわかっておったのか、改めてお聞きしたいというふうに思います。

それと行政評価、事業評価について副市長からお答えをいただきましたが、大体のお考えはわかるんですが、やはり収支差額が投資できる財政的な範囲だというふうな、これは先般の行財政改革の財政健全化計画の中でもそういう話があつたんですが、だからこそこまで絞ればどれだけの投資ができるんかというのを早く見きわめる必要があるというふうに思うんですね。それからそれぞれの担当課がその計画を変えるという方向があるんならば、具体的に早く出してきて、そこらを全体の評価の中でどういうふうにするんかという、この事業評価全般をどうするんかというのがちょっと私にはなかなか見えてこないんですね。だから、単独事業だけの事業評価をするのか、健全化計画の中で事業評価を再度するのか、そこら辺についてもう一度お考えを、一歩進んだお考えをお聞きしたいというふうに思いますんで、ご答弁をいただきたいと思います。以上です。

○山本委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

新川上下水道課長。

○新川上下水道課担当課長 冒頭の移動脱水車の件でございます。

移動脱水車の当初の経緯と申しますのは、安芸高田清流園の処理能力がいっぱいの状態の中で浄化槽の設置基数がふえる中、適正に処理できない汚泥量がふえてきたという中で、緊急的にそういった適正処理をするために、軽減を図るために移動脱水車を利用したという経緯でございます。この移動脱水車につきましては、市が購入をせずに業者の方でみずから適正処理という高い視点に立って購入をされ、市と委託料の協議

をしながら、若干委託料の方も大まかに安くしていただいて、処理をする状況でございました。

そういう中で、昨年の汚泥量を約2,594立米処理をしたわけですが、これを移動脱水車でした場合と、移動脱水車で処理をせずに運搬し、また清流園の方に持っていった費用と比較をしますと、ほぼ同じ金額で処理をする形になろうかと思えます。そういう意味におきまして、今度清流園の方が汚泥が適正に処理ができるような能力を持ちますと、当然脱水車は要らないという形になります。脱水車の方は業者が持っておりますので、これは市の方はそういった委託がなくなるということです。ただし、処理場等はこれからいろんな老朽化あるいは不慮の事故等で緊急的に汚泥をくみ出す必要があります。そういう中で清流園の方が今もう現状いっぱい状況です。そういう清流園の方に緊急的に汚泥を持ち込む場合に、脱水車を利用した対応も可能でございますし、業者の方も移動脱水車をもって市内の各自分のところの営業範囲の中での施設を汚泥を抜きながら脱水をするという形も考えられます。そうなりますと清流園の方にも汚泥が来ませんので助かるという形にも、利用の形態も見えます。

したがって、脱水車自体が、維持管理経費をずっと見ますと7年ぐらいで償却をするような形になります。昨年、17年から使いまして清流園ができますところがちょうど償却が切れるということで、業者の方もある程度費用を出しているわけですが、そういった費用負担もなくなるという形の中で、脱水車が使えないという中でのご理解は得られると思っております。ですから、これからの協議の中で移動脱水車は業者の方が持っていて、いろいろな形の中で利用していけばより効果が出ると思っております。

それから、人員につきまして、現在施設の整備の方に力を注いでおりますが、現在、安芸高田清流園での維持管理体制というのは、他市と比べまして職員数は少ない形になっております。したがって、当然処理規模もふえますので、現状維持あるいは現在より若干ふえた形の人員は必要になろうかと思えますが、その中身につきましては業者委託も含めてやるか、あるいは市の職員みずからの維持管理になるかというのは、今後の課題、これからの検討として現在、詳しくは検討いたしてない状況でございます。以上です。

○山本委員長 続いて答弁を求めます。

藤川副市長。

○藤川副市長 国土調査の地図訂正の件ですが、私が聞き及んでおりましたのは、平成10年ごろ、その地域へ農道整備等実施をされまして、現地が合わないということをお聞きしておりました。それで、単独で地図訂正をするということになると多大な費用がかかりますので、その後合併という流れになりまして、先ほどご指摘のとおり、ちょうど高規格道路が通りましたので、その方へお願いをしたということになろうかと思えます。

他地域ではどうであるかということでございますが、多少の地図訂正は聞き及んでおりますが、この地域のような大きな地図訂正は現在のところ聞いておりません。

それと、建設に伴う長期総合計画の関係でございますが、ご指摘のとおり収支差額ですね、それを投資的経費の方へ充てる分析をしております。それをどのように絞るかということでございますが、この長期総合計画も総体的に財政分析のもと、担当部署と常にヒアリングをしながら課題と成果を出しながらこの計画を立てております。その財源につきましても、先般から協議を申し上げておりますが、どうしても義務的経費とか経常経費、固定的概念の強い経費をどうしても削減していかなくてはならないと思っています。今後ともその必要性、効果、優先順位等を常に原課とヒアリングをしながら、進めていきたいと思っております。

151ページの公共事業評価事業につきましては、部長か課長の方で実際の中身がどうであるかというのを、多分これは県の補助事業についてそういうルール化になっておると思いますので、その方から答弁をさせていただきます。以上でございます。

○山本委員長 答弁を求めます。

河野建設管理課長。

○河野建設管理課長 市の公共事業評価委員会の件でございますが、この事業の実施要綱に、事前採択前の事業を対象にする事前評価、それから事業採択後一定期間を経過した事業を対象にする再評価、このことについてこの評価委員会に諮ると。この諮るものにつきましては、国が費用の一部を補助または負担する事業というふうにしております。そういった関係で151ページに掲げております諮問案件は、八千代地区の再評価については一定期間が経過しておると。これは一定期間というのは通常10年でございますけれども、水道事業については5年というふうにしております。その関係で八千代地区再評価をしましたところでございます。

それから、水道水源開発等施設整備事業事前評価というのは、先ほど申し上げました甲田地区における河川改修に伴う水道移転事業でございますが、この事業が採択前ということでこの諮問をしたところでございます。

こういった補助事業について事前評価、それから再評価ということで委員会に諮っているところでございます。以上でございます。

○山本委員長 熊高委員。

○熊高委員 脱水車の件は言われることはある程度理解はできるんですが、具体的な数値まで出てこないということは、具体的には検討されてないというふうなとらえ方をせざるを得んというふう思うんですね。だから7年間で車の機能がほぼ終わってしまうというふうなお答えもありましたが、ただそういう投資をした額と新しく処理場の改修をする、大規模化するという計画で今いってまますけども、本当にそっちの方に投資をするのがいいのか、この車両を2台、3台買って量を減らして行って、7

年なら7年のサイクルで車を買いかえた方がいいのかとか、具体的な数値評価をされたのかどうかということなんですね。ここらは多分されていないと思うんで、する必要がないというふうなご見解なら別ですが、そこらまでやはり今の時代ですから、検討して投資をした方がいいだろうという結果になったというふうなやはりお答えが私は聞きたいというふうな意味合いも含めてご質問をさせていただきましたんで、それ以上のことが検討されて答えが出れば答弁いただきたいと思いますが、そうでなかったらしてないというふうにとらせていただきますんで、ご答弁は結構です。

それと人材については所長もきょう来られておりますが、現場の消費者というんですかね、そこらを含めて改修計画とかそういったものに対してどのように現場では話をされておるのか、かなり具体的な計画も進んでおりますんでね。それについてご答弁いただければ現場の状況もより私もわかると思いますんで、ご答弁できればお願いしたいと思います。

それと地籍調査、国土調査の件ですが、経緯も十分わかりましたが、やはりある程度行政の責任という部分が、なかなかこれまでもそういったことが多く出てきた中で、結果として県がお金を出すからいいというものでもないわけで、やはりその辺の、どうしてそういう原因、何の原因があってそういうふうになったかというのを確認をしておかないと、また同じ間違いを繰り返し、むだな投資をするということにもなるかというふうに思いますね。だからその辺の整理もされてきておるんかどうかということですね。先ほどでいえば、1メートルぐらい違うというのは、幾ら光波になろうと平板でやろうと、座標でやったとしても鉛筆のしんの太さによって数十センチはすぐ違うわけですから、縮尺によってはですね。そういう誤差というのはあると私もわかりますが、1メートルも違うということになれば、やっぱりそこらの調査の原因というのがあると思うんです。そこらの行政責任というのをはっきりしないと、お金をむだに使うということの非常に厳しい見方をされとる時代に、これはもう10数年前の、30数年前のことだと言いながら、やはり確認はすべきじゃないかなという気がしますんで、そこらはした上で今回の取り組みになったかどうかということ再度お聞きをしておきます。

なかなか事業評価についてはこれからのことでありますので、これ以上あんまり、の議論はどうなんかなという気はしますが、先ほど河野課長が言われたように事前評価と事業の中間評価ということで、私が言うのは事前の評価ですね。特に副市長言われたように、収支差額というものが出てくるということですが、当然八千代でいえば1期工事が今、途中だというふうに部長言われましたけども、2期工事をどうするかによって、例えば市長が言われるように合併浄化槽にすれば全然投資額は変わってくるわけですね。そこらを早く出してこない、本当の意味の健全化計画の中身というのが出てこないというふうに思うんです。だから事前評価としてそういうのができないでしょうかという質問なので、

そこら辺についてのお考えを再度お聞きしたいと思います。

○山本委員長

以上ですか。

○熊高委員

はい。

○山本委員長

それではただいまの質疑に対して答弁を求めます。

新川上下水道課長。

○新川上下水道課担当課長

費用比較につきましては、当初脱水車を市が購入をしてやっていく場合は、当然、国、県に対しましても費用比較の計算等はしておりました。そういう中でこれが途中で業者の方がみずから購入するという形になりましたので、市の方がそういった購入をしなくてもよろしいという形になっております。一方で、清流園の方の交付金申請をする中で、当然浄化槽の汚泥と農業集落排水施設から発生します汚泥の両方を処理するんだという形の中で申請をしてきております。そういう中で、農集の方の汚泥を今現在、脱水車で処理しておるわけですが、この汚泥が脱水車をずっとこのまま使用しますと、清流園自体の当然処理能力は小さくて済むということなんです、浄化槽だけの汚泥処理では交付金の申請の中身が足りないという形の中で、市の方は農業集落排水施設の汚泥と浄化槽汚泥の処理が大変ですから、交付金をお願いしますという形で申請をいたしております。

そういう中で、これから清流園ができましたら、なるべく農集からの汚泥の脱水車は利用が控える必要がございますので、そういう中で現在、清流園をやりますのが主体となってまいりましたので、当然脱水車の費用比較というのも当初あったわけですが、交付金の申請の中では農集の汚泥も浄化槽の汚泥もすべて清流園でするんだという形で国にお願いをしておりますので、脱水車の利用というのは一応考えないという形の中で比較をいたしておりません。

実際、先ほど言いました費用の、処分費の実態でございますけども、汚泥脱水車におきましては立米当たり19円70銭、汚泥脱水車を使わないと14円40銭という費用がかかります。それをまた脱水車におきましてはコンポストする費用がプラスされます。一方で、安い費用で運搬をして清流園へ持ってきますが、清流園の方でまた処理費用がかかりますので、それらを比較してみますとほぼ同じ形で処理ができるということ。あらかじめ業者と移動脱水車の維持管理経費等検討した中で、当然業者の方がみずから買っておりますので、単価面はかなり高い金額が当初出てまいりました。そういう中で市の方も財政的に大変だということで、協議の中でなるべく委託料を少なくしてもらったという経緯がございますので、このままずっと業者の方の移動脱水車を使うということになればまた経費がかさんでくる可能性もございますし、そこらの考え方の中で進めてきた経緯でございます。

○山本委員長

片岡場長。

○片岡清流園場長

清流園の人員でございますが、ただいま5名の職員がおります。そのうち正職員といいますか、市の職員が3名おまして、2名が委託職員

になっておりますが、この7月から1名病気休暇をしておりますので、委託職員が今現在は3名、市の職員が2名という5名で維持管理をしているところでございます。この人員の今後の人数等につきましては、先ほど下水道課長が申し上げましたとおり、プラントメーカーもまだ決まっておられませんので、清流園が建設されましてどの程度の人員が必要かということもまだはっきりしたことはわかりません。それと、今後業者への委託で管理をするのか、それとも市の職員で管理をするのかということもまだ決まっておられませんので、今現在のところ職員の人数といたしましては、はっきり出ていないというのが現状でございます。以上でございます。

○山本委員長 続いて、金岡建設部長。

○金岡産業建設部長 事業評価の関係でございますが、今回ここに公共事業評価上げておりますのは、先ほど副市長の方からもご説明ございましたように、事業の採択に係るものでここへ上げさせていただいております。そういう中で、今後の考え方として、八千代町との下水の問題はどうであるかというご質問だと思っておりますが、実は関連質問、午前中されましたときにも少し申し上げましたが、事業の進度からいいますと、公共下水あるいは特定環境下水、そういう面整備は非常に経費が高くつくということでの見直しは当然図っていく必要があると思います。ただ、我々が非常に難しい状況にありますのは、既に国の補助事業をいただいて、事業を進めているという、そのことがございます。そこらをどういうふう to 今後市の財政等と状況を見ながらある程度の見直しをやっていくかというのは、我々の大きな課題であり、今後早急に対応していかなければならない状況であるということは認識しております。

また、現在、ちょうど事業が動いておりますので、これらにつきましてまた県等ともいろいろ協議をする中で、必要な見直しをしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○山本委員長 続いて答弁を求めます。

藤川副市長。

○藤川副市長 国土調査の行政的責任ということでございますが、30数年前の事業でございますが、地権者の方も閲覧をして、行政と一緒にそれが成果として認証されているという経過があるわけですよ。途中で部分的な地図訂正というのは法務局の方で受け付けておった時代があったわけですよ。ところが、すべてもとの位置の姿へ戻さないと地図訂正はだめですよということが、これは10数年前ですか、入ってきたわけですよ。あれまでは多少の訂正は応急的に利いていたわけですよ、法務省が受け付けて。ところが先ほど言いましたように、すべてがその地域がもとの原点のままに戻さないと地図訂正は無理ですよという時代に今、突入して、全般的な取り組みでないとなかなか修正が難しいということに変わってきたということも事実なんですよ。地域によってはございますが、その当時はそれでいろいろ、談合図から平面測量で立派なものに

なって、それを同意のもと認証に行ったという成果でございますので、そこはどっちがいいか悪いかというのは私の方はご答弁を避けさせていただきますと思います。以上でございます。

○山本委員長 熊高委員。

○熊高委員 決算でありますんでこれ以上の質疑というのはどうかなというふうに思いますんで、今、質疑をした中でいろいろ課題としても受けとめていただいた部分もあるのかなという気がしますんで、そこらをしっかり18年度の決算を次に生かせるような、そういったことを要望して終わります。

○山本委員長 ほかに質疑ありませんか。

今村委員。

○今村委員 2点にわたってお伺いをしたいと思います。

実は、事業評価の問題でございますが、18年度に行政改革、財政改革プランの一環として、行政評価のシステム導入に備えて事務事業評価シートでその事業の費用対効果を初め、事業効果の検証のためにその事業をされてるという報告がございます。その事務事業評価なるものがまだ完成品というふうには監査委員さんも受けとめておられないようですが、現状の部においてやはりこれらのことがどういう形でどういう事案に対象となっておるのか、そしてそのことを今後どういった形で生かすのか、18年度の事務の過程でどういったことが総括され、今後そのシステムの確立に向けたとらえ方をどういうふうにご考えておられるのか。これは執行部に今後これらのことを各種事業にわたってそれをいかに連動させるお考えがあるのかどうか、ちょっとあわせてお聞きをしたいと思います。

2点目は、飲料水関係のところ、209ページでございますが、水道事業全般についてここで総括をされております。

○山本委員長 今、質疑中でございますけど、増元副市長が急用で退席されますので、ご報告いたします。

質疑を続けてください。

○今村委員 水道事業については17年度から18年度にかけて中期経営計画を策定したということでございます。いろんな課題があったわけでございますが、課題はどのように整理され、その経営計画に基づいて19年度には水道料金の統一の問題であるとか、それから施設の維持管理に円滑導入のお考えがあるようでございますが、そのことが簡水の中で述べられておりますので、そこら辺のご見解をお聞きしたいというふうに思っております。以上でございます。

○山本委員長 今の質疑の中で水道事業に関することは特別会計の方でまた決算取り扱いますので、以上の中での質問に対して答弁求めます。

金岡建設部長。

○金岡産業建設部長 事務事業評価の関係でございますが、これは実はまだ試行的な段階ということで、このことについていわゆる事業の概要、プラン、それと実績のドゥー、チェックということで、建設関係であれば道路の整備、

あるいは下水道であれば全体の下水道の整備についてそれぞれ事業ごとにある程度を実施をしていました。そういう中で、今後の大きな課題としてはやはり今、やっておりますものの、実際にそれが本当に効率よくいってるかどうかというところをそれぞれチェック項目がございますので、そのチェックをするのをもとに、実際にそれぞれ原課の方で、今度はグループ制なりグループ、リーダー等を中心にこの評価をして次に続けていきたいということで、具体的にこれがこうであるというところについてはまだ十分私の方も大変申しわけございませんが掌握をしておりますが、そういう中でのこの事業評価シートを今後の事業推進に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

水道については特別会計の方でということによろしゅうございますか。そのときの答弁でよろしいです。

○山本委員長

〔ちょっと暫時休憩しての声あり〕

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後1時38分 休憩

午後1時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長

それでは再開いたします。

答弁を求めます。

金岡建設部長。

○金岡産業建設部長

失礼いたしました。

水道事業全般にかかわることということでご説明をさせていただきたいと思えます。

ご質問ございましたように、今、水道事業、使用料等も含めて見直しなどもするという状況にございまして、その前提としまして水道事業中期経営計画、これは簡易水道と企業会計の水道、あわせて実施をさせていただいております。状況を申し上げますと、17年度から18年度にかけて業務委託を行って、19年度である程度の整理をしたいというふうに考えているところでございます。これは先ほど申し上げましたように、水道事業、簡易水道事業、飲料水供給施設事業、この3つの企業会計と特別会計を対象にして実施しております。それらの内容につきましては、過去10カ年間の給水量、配水量の変動とか施設の整備の更新時期の整理あるいは経常収支の概算の把握、あるいは現地調査等を行って、取水、浄水、送水設備等について老朽度の診断とか維持管理等の、そういうものもろもろのことについて調査を行っているところでございます。

今後といたしましては、このものをもとにやはり今、合併協のときでございました水道使用料の統一を図るとというのが大きな課題でございます。現在、ちょうど特別会計等でも話がございました給水収益等で194円程度ということですが、これらをもとに今度統一した水道使用料をいかにするかというのが、現在、そこらの精査をしているところでございま

す。今年度ある程度の方向性を定めまして、内部でもきちっと整理をして、そこらの調整がつきましたら議会等にも報告しながら、住民の方の理解を得て使用料の統一という状況になると思います。平成20年度には市民の方々にここらについてご報告をさせていただきながら、21年度ぐらいには統一を図りたいというふうな思いで、合併協の中でも期間は定めてはないですが、なるべく早くということで、予定よりは、思いよりは少し時間がかかったという気がしておりますが、そういう中で今後この中期経営計画をもとに進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○山本委員長

今村委員。

○今村委員

やはり現業部においてはこの事務事業評価について、具体的な形でそれこそ事務執行がされていないというふうにお聞きしたんですが、今出ましたように、例えばこれから公営企業あたりがこの市全体の財政を見る中で、いかにこのことが含めて総合的に評価されるかというのが大きな課題になろうかと思えます。そういう観点からすると、やはりせっかく行政評価システムに取り組んでいるわけでございますので、これらのことを各事業遂行に生かせるような方向というのをやっぱり考えるべきではなかろうかというふうに思うわけでございますが、そこら辺について執行部の方のご見解は、今の進捗状況とあわせてどういうふうに思われておるのか、ご意見を承りたいと思えます。

○山本委員長

以上ですか。

○今村委員

はい。

○山本委員長

答弁を求めます。どなたが答弁しますか。

金岡建設部長。

○金岡産業建設部長

ただいまご質問ございましたように、今後の事業推進に当たっては、例えば事業評価の中で妥当性、効率性、有効性、市民参画というようなチェック項目がございます。その中で、例えば本当に市民ニーズを把握しているとか、この事業効果を適正に実施しているかという項目がございますので、これらをやはりチェック、評価シートの中で精度を高めながら、やはり今後の事業に生かしていく必要があるというふうに思っております。そういう意味では、今後具体的な取り組みをする中でもう少し精度を高めていって事業に反映したいというふうな考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山本委員長

ほかに質疑ありますか。

入本委員。

○入本委員

成果表で152、153ページについて伺います。

住宅施策は根幹にかかわる人口増減の問題で非常に大きな問題で努力しておるわけですが、空き家が現在あるのと政策空き家の件がどの程度の計画で整備されようとされてるのか、その点について、2件についてお伺ひいたします。

○山本委員長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

佐々木建設管理課長。

○佐々木建設管理課長 ただいまご質問がありました、現在空き家がこの表で14件出ているというふうに思いますが、これにつきましては3月の募集、それから4月の募集、6月の募集でほとんど入居していただいております。153ページの2番、特公賃（特定公共賃貸住宅）の向原の尾原住宅が収入20万以上で入居されると、家賃が四、五万円になるということで、1件しか応募がなくて、これが1件ほど埋まっておりませんが、残りにつきましては、新たな空き家については現在また発生しておりますけども、3月31日現在の空き家につきましては、入居していただいております。

それから、政策空き家が48戸ございます。これにつきましては、一番大きなのは向原の向ヶ丘住宅25戸でございますけども、用途廃止のここに書いてございますうち3戸を除きまして残りにつきましては用途廃止予定の住宅でございます、隣とかその団地すべてがあくのを待っている住宅ということでの空き家でございます。今お話ししましたこの中の3戸につきましては、その用途廃止等に伴いまして、入居されておられる方の移動の先も確保しておかないといけないので、その部分として持っている部分が3戸ございます。以上でございます。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 政策空き家についてちょっと私が勘違いしたのかわかりませんが、向ヶ丘の件についてはそこは全面廃止して、今10戸入っておられるようになってくるんですよ。10戸入って25軒があいとるというふうに私は見るんですが、そうじゃなしにどういう見方すればいいんですかね。政策空き家、ちょっとその点について、ほかの政策空き家も5の2とか9の1がありますよね。ちょっとそこのあたりをもう一度。

○山本委員長 説明を求めます。

佐々木建設管理課長。

○佐々木建設管理課長 これちょっと書き方が、入居者と空き家ということになっておりますので、戸数につきましては足した戸数ほどその団地にはございます。したがって、向原の向ヶ丘住宅は35戸廃止予定でございますけども、まだ住民の方が入居しておられるということでございます。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 今、3戸いう数字が先ほど出て歩いたんですが、その3戸の数字がちょっとわからなかったんですが、今のように政策の空き家がこうして見ると6割がここで評価されとるように、現在まで老朽化しておるといった状況の中のこの政策空き家のところがそれに値するのかなというふうに思っとるわけでございます。そうすると、今の政策的に吉田を中心というふうに書いてありますが、団地をつかって早目に整備していかないといけない分等あるし、それと若者という中で、当然この住宅というものは大きなウエートを占めるケースがあろうかと思うんですよ。そういう点の6割というのが多分政策的な空き家になってくると思うんですが、それに対する落としどころはどのように行政として考えておられる

か。

また、これは民間の力をかりるというのも非常に大きな課題ではあるうかと思うんですよ。そうすると先進地でもせんだって同行していただいて、ある程度はやっぱり政策的に投資が必要だというふうに思われとるといふふうに思います。その点ではやっぱり集中的にこのあたりを整備して、人口の構造的にも大きく寄与するところだと思ふんで、そのあたりの今後の課題についての検討をお願いしたいと思ふます。

○山本委員長 答弁を求めます。

金岡建設部長。

○金岡産業建設部長 政策空き家につきましては旧町時代にその住宅の今後のあり方等、住宅マスタープラン等を立てる中でそれぞれ事業されてきたものが大半でございます。ご質問がございましたように、老朽化等に伴って行政の方で計画的に空き家をし、その後の住宅対応に対処するという思いがあるのがこの政策空き家でございますが、そういう中で、今後の住宅政策につきましては、先般来、市長の方からもございますように、やはり若者を中心とした住宅施策、若者定住促進を基本に置いた住宅施策を打つということで、現在、川根、田草でお好み住宅というような形のものをやっておりますが、その後におきましては、向原町の小丸子住宅あるいは甲田町の寿住宅について、この住宅用地を利用した若者定住対策を打って出るんだということで、19年度でそこらの計画を立てさせていただいているところでございます。

なお、特に吉田町等につきましては、かなり古い住宅もございますが、やはりここら辺については民間住宅もかなり出ておりますので、そこらとの整合性といいますか、そういう方へのシフトも考えながら、住宅施策をやっていくと。

それともう一つ大きなものは、やはり住宅施策をするにも非常に財政の負担が大きいということもございます。低所得者の方の住宅も視野に入れながらですが、特に今後の安芸高田市の将来を担っていただく若い人に対する住宅政策を中心に打っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○山本委員長 ほかに質疑ありませんか。

杉原委員。

○杉原委員 1点お尋ねします。

決算書の歳入の24ページに、住宅使用料の収入未済額が約900万からありますが、これは何戸あるのか、そして改修の見込みはどのようなか、お尋ねします。

○山本委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

佐々木建設管理課長。

○佐々木建設管理課長 滞納に関します質問でございますけれども、現在897万9,320円滞納で計上をしております。この内訳でございますけれども、過年度分の繰り越したものが688万4,000円程度で、それから現年度、18年度分を繰り越した

のが209万5,000円程度ございます。

それで、この滞納者の内訳でございますけども、56名の方が滞納をしておられます。それで、昨年も呼び出しとか面談とか行ってまいりましたけども、収納した金額につきましては87万1,200円の過年度分しか徴収ができませんでした。したがって、ことしも引き続き呼び出し13件、それから個人面談6件、その他の文書、それから個別面談を1件、電話連絡2件等行っております。それで、滞納整理分の成果といたしましては、5名の誓約、それから3名の不履行者に対する分納誓約の変更、それから全額納入者1名という形になっておりますけども、電話連絡とか督促状によりまして、現在56名のうち11名が完納者となっております。現在のところ一応45名の方が滞納者ということでございます。

それから、9月末現在の滞納整理は83万4,950円。去年の額より少し少ないんですけど、去年より金額的には多くの徴収をさせてもらっております。以上でございます。

○山本委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑をなしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで14時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時56分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、認定第6号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長から概要説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 それでは、公共下水道事業の18年度決算について、説明をさせていただきますが、概要につきまして、主要施策の成果に関する説明書、198ページをお願いいたします。

5節のところ下水道全般に書いておりますが、やはり安芸高田市の下水道事業、地域の生活の環境、あるいは公共用水域の水質保全に向けて引き続き事業を展開するという中で、この公共下水道特別会計につきましては、吉田の都市計画区域内の用途区域を対象に事業を実施してきているところでございます。大変事業、多くの経費がかかるということではなかなか十分進んでおりませんが、やはり吉田町内の都市化する中心部でございますので、今後におきましても集中しながらやっていきたいというふうに思っております。

詳細につきましては新川下水道課長の方から説明をさせていただきます。

- 山本委員長 続いて関係課長から要点の説明を求めます。
新川上下水道担当課長。
- 新川上下水道担当課長 それでは私の方から事項別明細書によりまして決算のご説明をいたします。
決算書の231ページ、32ページをお願いいたします。
まず、歳入でございますが、加入者分担金といたしまして、調定額3,483万5,000円に対しまして、収入済額3,256万5,000円、収入未済額219万5,000円で行いました。なお、時効になった1件を不納欠損といたしております。収入未済額のうち8月現在で173万円、10人分となっております。
次に、使用料につきまして、調定額2,774万552円に対しまして、収入済額2,759万6,437円で行います。収入未済額14万4,115円で行いました。
3款1項の国庫補助金につきましては、調定額9,935万円に対しまして、収入済額8,340万円、繰り越しによりまして収入未済額1,595万円で行いました。
一般会計繰入金といたしまして、調定額1億7,767万円のうち1億7,047万円が収入済額で、720万円が繰り越しのための収入未済となっております。
繰越金といたしまして1,283万8,121円が収入済額で行います。
なお、雑入といたしまして1,645万1,383円、これ消費税還付金のほか、吉田の浄化センターへの浄化槽汚泥投入料を一般会計より歳入をいたしております。
次のページ、7款の市債でございますが、公共下水道事業債といたしまして、調定額1億5,260万円のうち、収入済額1億3,290万円借り入れております。収入未済額は繰り越しによるものでございます。
次に、歳出をお願いいたします。235、36ページで行います。
1目の一般管理費でございますが、人件費のほかに委託料といたしまして、滞納管理システムの構築に151万2,000円、負担金補助及び交付金での下水道の加入促進の補助あるいは利子補給制度での補助金といたしまして795万2,646円支出をいたしております。公課費といたしまして、消費税納付金を643万2,300円支出いたしております。
次に、施設管理費でございますが、これは吉田の浄化センターでの管理費が主なものでございます。合計で5,899万4,980円となっております。詳細でございますが、需用費につきましては、脱臭剤などの消耗品、電気代、機器の修繕料などで行います。役務費につきましては、汚泥に関します脱水運搬処理に係る経費で行います。委託料につきましては、施設の日々の管理を委託している業務委託料で行います。工事の請負費につきましては、吉田浄化センターからの排水路の部分のしゅんせつ工事、また原水ポンプの維持工事をやっております。
次に、施設の建設費でございますが、これは繰り越し工事、管路4カ

所、それから中継ポンプ1カ所、また18年度におきまして1カ所の管路の工事を実施いたしております。それに伴います設計委託料、それから工事請負費、それから水道管等の移設の補償費をそれぞれ支出をいたしております。

公債費につきましては、元金の償還金で9,508万1,628円、利子分に対しましては、次のページ、3,751万8,228円を支出いたしております。

次に、繰出金といたしまして657万4,121円、一般会計の方に繰り出してしております。

予備費は支出いたしておりません。以上でございます。

説明書の方に移りますが、198ページでございます。先ほどもありましたように、合併協での使用料の統一ということで18年度で実施をし、現在、混乱なく推移をいたしております。それからまた、事業の見直しという中で、吉田処理区におきましては集合処理か単独での浄化槽の整備に一部地域を切りかえております。

こういった中で、199ページ、現在、事業認可の方は上段に掲げております平成23年度までの事業認可となっております。ただいままでの事業認可の区域内の中での整備状況でございますが、全体延長36.1キロのうち実施済みが15.9キロ、18年度におきまして2.6キロということで整備をいたしております。主な実施工事箇所につきましては、下段に書いてあるとおりでございます。

17年度で変更認可の申請を行いまして、全体の処理区域を全認可区域といたしております。この中での整備率といたしましては、約48%ということになっております。以上でございます。

- 山本委員長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
青原委員。
- 青原委員　　決算書の232ページ、一番上に分担金の不納欠損が出ておりますね。額は少ないんですが、これはどういうことになったのかというと、今の対策はどういうふうにされとるのか、ちょっとお聞きをいたします。
- 山本委員長　　答弁を求めます。
新川下水道課長。
- 新川上下水道課担当課長　　この不納欠損におきましては1件の処理でございます。自己破産によりまして当人の確約がとれないということで5年の時効が経過をいたしまして、やむなく不納欠損という内容でございます。以上です。
- 山本委員長　　青原委員。
- 青原委員　　自己破産ということならしやうがないということなんでしょうが、その方は今現在、安芸高田市にはおられないということですか。
- 山本委員長　　答弁を求めます。
新川下水道課長。
- 新川上下水道課担当課長　　現在市内にはおられずに、ちょっと大阪の方というようなことで伺っております。
- 山本委員長　　青原委員。

- 青原委員 それともう1点、今の答弁がないんですが、219万5,000円に対しての措置はどのようなふうになっとるのか。
- 山本委員長 答弁を求めます。
新川下水道課長。
- 新川上下水道課担当課長 現在、収入未済額219万5,000円のうち8月現在で173万、10人分ということで若干減っておりますが、その内訳につきましては、分納確約等とっておられる方、それから既に分納中である方が3名、それから市外へ転居された方が1名、それから……。
平野主査の方からちょっとくわしくご説明申し上げます。
- 山本委員長 平野主査。
- 平野上下水道課主査 失礼します。
下水道事業の分担金につきましては、未納額219万5,000円の決算となっておりますが、18年度現年分につきまして50万円、過年度分、17年度以前分につきまして169万5,000円、合計219万5,000円の収入未済となっております。現在におきましては168万5,000円の未納となっております。19年度におきまして51万円を収納しております。滞納対策本部のもと各支所とも連携をとりまして、公共下水道については吉田処理区だけとなっておりますけれども、毎月催告等の事務を行い、収入に努めておるところでございます。以上でございます。
- 山本委員長 青原委員。
- 青原委員 これは、分担金というのはもう加入するときには最初のお金ですよ、これは。それが滞納されとるといふのはいかがかなというふうな思いがするんですね。使用料についての滞納があるんかなと思うたら、ここにも多少はありますけど、それならまだわかるんですが、分担金の滞納というのはちょっとどうかと思う。厳しくこういうのはやっぱりやってもらわにゃいけないんじゃないかというふうな思いがするんですが。この後もいろんな会計で出てくるんだらう思うんですが、やっぱり一番の大もとですからね、これは。というふうな思いがするんですが、そこらの考え方をもう一度。
- 山本委員長 新川上下水道課長。
- 新川上下水道課担当課長 旧町の時代になるわけですが、吉田の公共下水道事業につきましては、都市計画法にのっとった下水道事業ということで取り組んでおります。こういった負担金の賦課の方法が旧吉田町の場合は、認可をしましたらその認可区域については事業実施の段階ですべての人に負担金を賦課する制度を最初にするわけです。そういう中で、たとえ中の排水設備工事をしなくても納めてくださいという形で納付のお願いをした形になっております。合併後は各町それぞれ負担金の取り扱いが違っておまして、自分が今から今度は下水道工事をするよという段階で初めて負担金を賦課するという制度に切りかえましたけれども、吉田の制度がまだ合併後5年目に統一という形で現在も進んでおりますので、そういった方々の、既に賦課をしてしまったが実際には下水道工事はされない形で残ってお

るというのが実態でございまして、そういう方にも極力お願いをしとるわけでございますが、既に居所が移動されておったり、現実には市内になかなかおられない方がほとんどでございまして、そういう方に対しての督促等も現在しているような状況でございます。以上です。

○山本委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑がないようでございますので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第7号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長の概要説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 概要につきましては同様に成果に関する説明書、199ページからご説明させていただきますが、特定環境保全公共下水道事業特別会計におきましては、そこに書いておりますように、八千代浄化センター、甲田の浄化センター、向原中央浄化センター、3つの処理区で整備を進めてきているところでございます。現在、八千代町で一部供用開始に向けて事業を進めております。それから甲田町については、区域拡張をしている状況でございます。向原につきましては、施設の維持管理、また大きな問題としましては、今後この処理場が今かなり処理能力がいっぱいということでございますので、そこら辺についてどう対応するかというのが今後の課題という状況でございます。

また、吉田町につきましては、先ほど話がございましたように、公共下水等の周辺につきましては、補助事業による浄化槽の設置ということで対応をさせていただいてるという状況でございます。

詳細につきましては新川課長の方からご説明をさせていただきます。

○山本委員長 続いて要点の説明を求めます。

新川上下水道課長。

○新川上下水道課長 それでは、決算書の事項別明細書245、46ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。加入者分担金といたしまして、収入済額2,120万円、使用料といたしまして、調定額7,188万1,678円に對しまして、収入済額7,113万7,560円で、収入未済額68万3,769円でございます。8月現在の数字で、15名の54万5,735円となっております。なお、不納欠損額6万349円につきましては、4人の方に関しまして、時効によります居所不明等でございます。

国庫支出金でございますが、調定額3億1,170万円に對しまして、収入済額2億6,055万円、繰り越しによりまして収入未済額5,115万円でございます。

県支出金といたしまして300万円収入済でございます。これは八千代の処理区に對しましての補助でございます。

次に、繰入金でございますが、収入済額3億5,850万6,000円でございます。これは一般会計からの繰り入れ、それから繰り越しによりまして収入未済額2,180万円となっております。

次に、17年度からの繰越金ということで1,754万483円でございます。

諸収入といたしまして、次のページ、消費税の還付金、また甲田の浄化センターへの浄化槽汚泥の投入を一般会計から入れております。合計収入済額1,804万5,057円でございます。

市債といたしまして2億2,660万円借り入れております。

次に、歳出でございます。249、50ページをお願いいたします。

1 款の総務費4,751万1,558円のうち人件費のほか負担金補助及び交付金につきましては、下水道の加入促進補助金といたしまして10件、それから利子補給制度で5件など、合計で111万1,903円支出をいたしております。

次に、2 款施設費、1 目の施設管理費は甲田の浄化センター、また向原の中央浄化センターでの維持管理に要する費用でございます。内容につきましては、吉田の浄化センターと同様となっておりますが、それぞれ需用費におきまして1,514万7,280円支出をいたし、役務費では汚泥脱水等で2,637万1,237円、委託料におきましては、浄化センターの施設の管理委託費、保守点検、水質分析などに4,854万1,868円支出をいたしております。それからマンホールポンプあるいは土地の借り上げ料によりますため79万5,133円支出をいたしております。工事請負費につきましては、向原でのマンホールのかさ上げ工事あるいは落雷によります修繕工事につきまして712万9,500円支出をいたしております。

次に、施設の建設費につきましては、管路工事の工事に伴いますそれぞれの委託料、工事請負費、補償費の精算の経費でございます。甲田処理区、それから八千代処理区におきましてそれぞれ管路工事を実施をいたしております。工事におきましては3億2,252万4,500円でございます。委託料につきましては、それぞれの工事に伴います積算業務、また八千代の浄化センターでの下水道事業団での委託料が主なもので、合計で2億6,133万8,900円でございます。補償費につきましては、水道管の移設に伴うものでございます。工事の繰り越しによりまして、1億2,372万1,000円を19年度に繰り越しております。

次のページでございますが、公債費におきまして、元金、利子合計2億110万7,534円を支出しております。また、一般会計への繰り出しに747万483円といたしております。予備費についてはゼロ円でございます。

続きまして、説明書の方についてご説明を申し上げます。

部長の方からありましたように、特環におきましては、八千代、甲田、向原処理区での施設管理、建設事業を実施をいたしております。それから、先ほど説明をしております八千代の処理区におきましては、10月の1日から供用開始ということで、既に処理場の方は稼働運転をいたしております、各それぞれの住民の方には供用開始の説明会を済ませまし

て、それぞれ排水設備の方の工事を実施を待っている状況でございます。

それから、200ページ、201ページにそれぞれ処理区の事業認可状況を記載をいたしております。

それから次に、実施工事といたしまして、それぞれ八千代の処理区、甲田の処理区におきます工事の実施状況でございます。以上でございます。

○山本委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

玉川委員。

○玉川委員 ちょっとお尋ねします。向原処理区のところで、成果及び今後の課題のところに、不明水対策の課題があつて19年度に方向性を見出していく必要があるとありますが、これ現在どういうふうにしておられるのかということと、既に南処理区、用地が確保できてます。これはいろいろ需要の見通しから認可の延長をして現在に至るとるわけですが、今後の見通しとしてどういうふうになっていくか、その辺のところをあわせてちょっと説明いただきたいと思ひます。以上です。

○山本委員長 答弁を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 向原処理区につきましては、そこに成果と課題で不明水対策という、それともう1点質問された南処理区との関連が大きくございます。といいますのは、向原町の場合、2地区に分けて公共下水、特定環境、やったわけですが、現在、南処理区も含めて中央浄化センターでの処理をしております。その関係で、今、処理能力がいっぱいだという状況がございます。そういう関係で、台風あるいは梅雨時期の大雨のときに、不明水が入ったときに処理能力を超える場合があるということで、そこらについては現在県の方の指導を受けながら、どういう対策をするかということ今検討をさせていただいております。19年度である程度の方向性を出す必要があるということで、そこら、もう少し詳しいことは担当の方からご説明をさせていただきますが、そういう状況の中で、南処理区につきましては、委員さんご承知のように、向原町の場合工業団地をやるということで、処理区を大きく用地も確保してきております。ただ、現状では人口が横並びから減少する中で、新たな投資をするということは非常に下水道全体の事業の、どういいますか、今後の大きな課題を残すということがありますので、これらにつきまして、そこを南処理区の、現在、一応各戸分は処理ができておりますので、そこをどうするかということ本年度ある程度、県の方の指導を受けながら整理をしたいというふうに思っております。以上でございます。

○山本委員長 新川下水道課長。

○新川上下水道課担当課長 補足説明でございますが、この不明水対策につきましては、各自治体、大変苦慮しておるわけでございます。特に向原の処理区におきましては、早い時期の整備ということで、若干管路等の工法も簡易なものということで、なかなかどこから水が入ってきているのかというのが把握できな

い状況でございます。旧町の時代からそういった対策も取り組んできておられますが、なかなか特定な場所といたしますか、区域を定めることが、一つずつ確実にやっていくということになりますと、ずっと下流から上流に向かってたくさん延びている管路をそれぞれ見るという形の中で、膨大な費用がかかるということでございます。したがって、下水道事業などはそういった不明水もあらかじめ入ってくるというのを想定をした処理場もつくっておるわけでございますが、これからの課題と考えますと、そういった不明水がある程度入ってきてでも耐えられるまた機能を若干補強していくというような対策も必要ではないかと考えております。そういった方向性を出すということでの今年度の課題ということでございます。以上です。

○山本委員長 玉川委員。

○玉川委員 今の答弁で、不明水の対策がある程度減少するような見通しがつけば南処理区は必要なくなると、現在の見通しでは、ということなんでしょうか。というのは、何ぼだったですかね、かなりの面積、用地を取得しているわけですね。場所が場所だけに、いろいろと用途が、変更すれば利用価値の高い場所になっておりますので、その辺の見通しは、県といろいろ折衝する中においての不明水の原因がはっきりつかめて、処理が今の中央処理区でできるという見通しが出れば、そういう方向で早急に検討をしていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その点ちょっと答弁願います。

○山本委員長 金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 合併前でいろいろ協議をする中で、南処理区、認可等をいただき、事業を進めるという状況の中で合併しまして、課題が残っているわけでございます。我々としては、まだこれは結論的なものではありません。今ご質問ございましたように、新たな施設を建設するということは膨大な費用が要りますので、現在の施設のものを不明水対策、あるいは先ほど課長が申しあげましたような対策をとる中で、現施設で何とか対応できるようにしたいという思いでございます。ただ、これらにつきまして、既に南処理区の認可もいただいておりますので、県の担当室の方ともちょっと連携をとりながら、今後の対応、区に対する対応等も考えていく必要があろうかと思っております。

○玉川委員 わかりました。

○山本委員長 ほかに質問はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第8号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長の概要説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 それでは、説明資料の201ページからということでお願いしたいと思います。

います。

202ページに施設の管理ということで、各処理区、6町それぞれ農業集落排水による浄化センターを持っております。それらの維持管理と、あと18年度で主には工事としましては入江地区の整備をさせていただきました。これにつきましても18年度ほぼ完了し、19年度で一部管路をやる中で、既に供用開始等も行っている状況でございます。今後、成果と課題のところに書いておりますように、農業集落排水については、この事業で大体終結をする方向であるということですが、その他の地域につきましても、今後、浄化槽等での対応ということで検討を進めていきたいというふうに考えております。

詳細につきましては、新川課長の方からご説明をさせていただきます。

○山本委員長 続いて、関係課長から要点説明を求めます。

新川上下水道課長。

○新川上下水道課担当課長 これからの特別会計の決算につきまして、主要施策の説明書に沿って、中にも決算内容が書いてありますので、これだけに限らせて説明をさせていただきますので、よろしいでしょうか。

○山本委員長 はい。

○新川上下水道課担当課長 では、説明書の201ページをお願いをいたします。農業集落排水事業の特別会計でございます。この会計につきましては、市内の6町全域で取り組んでおりまして、これまでの事業によりまして、12の処理施設で市内の汚水処理を行っております。18年度におきましては、吉田の入江地区で供用開始の区域拡大を図りながら、工事の実施をしたところでございます。一部国道や江の川沿いでの工事を19年度へ残してきたところでございます。他の処理区につきましては、処理場の維持管理をしながら適正な排水処理を進めてきたところでございます。

202ページの実施内容ということで、歳入の主なものといたしまして、分担金及び負担金で、これは1,000円単位で区切っておりますが、3,948万3,000円。使用料、手数料で6,616万5,000円。次に、県の支出金ということで1億3,217万4,000円、これは国費も合わせまして県の方から入っております。一般会計の繰り入れとして3億6,754万3,000円。繰越金が3,498万4,000円。諸収入ということで、これは消費税の還付金等で241万8,000円となっております。

歳出におきましては、施設の管理費に1億5,679万3,000円、建設費に2億8,273万9,000円、公債費に2億550万7,000円、諸支出金といたしまして1,796万4,000円ということでございます。施設の管理費でございますが、下に掲げております各処理区の処理場、12処理施設におきまして、それぞれ維持管理を行ってまいりました。それから、施設の建設でございますが、主に吉田の処理区の入江地区におきまして、事業認可を受け、事業を行っております。実施工事におきましては17年度からの繰り越し工事、また19年度へ一部繰り越しをいたしております。それから、処理場の機能調整工事ということで、入江の浄化センターについてやってお

ります。また、向原におきましては、同じく向井原の処理場の機能調整工事を繰り越しとして実施をいたしております。

農業集落排水事業につきましては、19年度で一応終わりという形になるわけですが、これまで実施をしております向原の処理区におきましては、既に施設が老朽化をしてきているような状況でございます。これからまた機能強化という形の中で事業の対応が出てくるものと思っております。以上でございます。

○山本委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第9号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長の概要説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 それでは、説明資料の203ページをお願いいたします。浄化槽事業特別会計につきましては、特に特別会計の方では市の設置型ということで設置をしております。これは安芸高田市内全域ということで、204ページに18年度の設置基数98ということ掲げておりますが、これらの設置と、あと施設の管理ということでございます。

詳細につきましては、新川課長の方からご説明をさせていただきます。

○山本委員長 新川上下水道担当課長。

○新川上下水道担当課長 それでは、引き続きまして、説明書の方によりまして説明をさせていただきます。

203ページでございます。浄化槽の整備事業特別会計におきまして、主に吉田、美土里、高宮、甲田の処理区で浄化槽整備を行ってまいりました。現在、18年度の管理基数におきましては1,732基、また、建設におきましては18年度で98基ということで、先ほどありましたように、この維持管理、建設を行っております。

歳入歳出の状況でございますが、204ページの分担金及び負担金におきまして1,886万5,000円、また使用料におきまして6,812万円、国庫の補助金といたしまして4,615万円、それから県の支出金ということで、これは起債償還にかかわります県の補助が出ておりますので、46万9,000円、それから一般会計から8,092万2,000円、繰越金として533万6,000円、諸収入ということで、これも消費税の還付金ということで132万5,000円、市債で1,770万円でございます。

歳出におきましては、施設の管理費におきます1億1,469万6,000円、建設費では9,053万4,000円、公債費におきます527万5,000円、諸支出金といたしまして533万6,000円支出をいたしております。

施設の管理でございますが、表のとおり、各処理区におきまして、合計で1,732基の維持管理を行っております。建設関係でございますが、現在事業認可を受けております状況でございます。後年度の整備基数が

432基ということですが、これは認可を受ける22年までの予定の基数ということで、実際にはこれ以上まだあるということですが、それから、実施工事につきましては、各処理区、表のとおり、合計で98基の設置をいたしております。

今後の課題ということですが、これまで見直しによりましてそれぞれ浄化槽整備事業の方もふえております。そういう中で、各処理区におきましては若干設置基数が減少傾向にあるということで、まだ設置をされていない方への啓発、あるいはその増加に今後努めることが必要であろうと考えております。以上です。

○山本委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
塚本委員。

○塚本委員 新しく平成18年から22年の事業認可を受けて、530基という基数が記載してありますけれども、この530基というのは、吉田地区の見直しで随分吉田の方が多いのかなというふうに思うんですけども、そのあたりの530の町別の基数がわかればお願いをします。

○山本委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。
新川上下水道課長。

○新川上下水道課担当課長 この事業認可につきましては、交付金事業に切りかわっております。この交付金事業の方は安芸高田清流園の補助交付金と同じ枠内の中で浄化槽整備も行っておりまして、その中での当初の計画基数ということです。したがって、各処理区で幾らという形では申請をいたしていませんが、現在把握しております各処理区でのこれからの必要な基数と申しますか、そういう形では把握をしておりますので、数値を申し上げます。

ただし、今年度からやっとなら県から権限移譲によりまして浄化槽の事業も市の方においてまいりました。これまでは各個人が設置をされて、市町を経由して県へ届いていたわけですが、そういう中で、どなたがどういう状況の中で設置をされたりやめたりという状況がなかなかわからなかったわけですが、現在、そういった各市内の処理区ごとの集合処理で整備をされているところ、また個人で整備をされているところ、市がみずから設置をした浄化槽があるところというように、かなり状況が詳しくわかってきましたので、そういう中で、この計画も徐々に見直しを図りながら、各処理区がどの程度必要なんだという数値をこれから求めていきたいと考えております。

今現在計画をいたしております基数で申しますと、この事業認可を受けている中で分けておりますのは、吉田が平成22年までが135基、八千代の処理区におきまして37基、美土里におきまして159基、高宮におきまして116基、甲田におきまして80基、それから向原で予備的になんですが3基、合計が530基ということで、今、計画を持っております。

それから、平成23年度以降はどれだけあるかということですが、合計で2,550基がまだ必要になるかと思っております。当然集合

処理の関係で計画が見直しをされますと、これもふえてきたり減ってきたりという状況でございますが、現在把握している状況の中ではそういう形でございます。以上です。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第10号、平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長の概要説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 それでは、説明書の205ページをお願いいたします。コミュニティ・プラント整備事業特別会計でございますが、これは吉田口の駅周辺にやったもので、18年度からは維持管理が主でございます。特にこの周辺、これにつきましては加入促進が今後大きな課題ということで、現在加入促進に努めているところでございます。

詳細につきましては、新川下水道課長の方からご説明をさせていただきます。

○山本委員長 続いて、関係課長から要点の説明を求めます。

新川上下水道担当課長。

○新川上下水道担当課長 説明書の205ページからでございます。コミュニティ・プラント整備事業特別会計ということで、一定地域の雑排水、し尿をあわせて処理をして公衆衛生の向上を図るということで、現在、吉田口、甲田の処理区の吉田口地区におきまして事業実施をいたしているところで、既に供用開始をいたしております。

そういう中で、決算でございますが、歳入につきましては、分担金及び負担金で660万円、使用料につきましては34万円、一般会計から44万6,000円、諸収入ということで、これも消費税等の還付金251万円、歳入をいたしております。

歳出でございますが、これは主に管理費ということで、施設の管理費に309万3,000円、公債費で89万1,000円という状況でございます。

施設の管理におきましては、現在、18年度供用開始をいたしまして、順調に維持管理を行っております。参考までに加入の状況でございますが、全体の41戸に対しまして、現在加入が22戸ということで、約53.7%の加入率でございます。3年以内に加入ということで、既にまだ入っておられない方の2年後あるいは3年後に加入をするという形で市の方に届け出をされておりますので、早い時期での加入促進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○山本委員長 それでは、質疑を求めます。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

この際、3時15分まで休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時15分 再開

○山本委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、認定第11号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長の概要説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長

それでは、成果に関する説明書206ページをお願いいたします。簡易水道事業の特別会計の決算でございますが、簡易水道事業につきましては、施設といたしましては、6給水区の中、13施設ございます。それぞれの施設の維持管理、また、工事の方といたしましては207ページから書いておりますが、吉田給水区で丹比・可愛地区の水道未普及地区の解消事業ということで、これは18年度で完了をしたところでございます。また、八千代につきましては、生活基盤近代化事業ということで、水量拡張事業等を現在実施をしているところでございます。

それから、208ページになりますが、甲田におきましては中山間地域総合整備事業、いわゆる営農飲雑用水の施設ということで現在整備を進めております。

今後の課題につきましては、やはり、一般会計のところでご質問ございましたが、水道使用料に向けて今後、19年度、事業の精査、あるいは今後の対応について検討をし、20年度、市民の方々への周知を図り、21年度から現在のところ改定をしたいというふうに思っております。

詳細につきましては、山本課長の方からご説明をさせていただきます。

○山本委員長

山本上下水道課長。

○山本上下水道課長兼水道課長

それでは、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計の決算について、要点のご説明をさせていただきます。多少部長とダブるところはありますが、よろしく願いいたします。

説明資料の206ページをお願いいたします。水道使用料金の状況でございますけれども、給水区域、給水戸数、給水人口、有収水量調定額を記載しております。次に、施設管理事業費、次のページに行きまして、207ページでございますが、施設整備事業費を吉田地区、八千代地区、甲田地区ごとに事業概要等を記載しております。

次に、決算書に移らせていただきますけれども、297ページをお願いいたします。1款の分担金及び負担金の収入額が1,946万6,700円となりました。これは、新規加入者分といたしまして、吉田給水区157件、八千代給水区17件、美土里給水区9件、向原給水区26件高宮給水区24件の計233件であります。続きまして、2款の使用料及び手数料でございますが、調定額1億8,799万9,074円に対しまして、収入額が1億8,153万7,220円となりました。それから、収入未済額といたしまして968件の646万

1,854円となりました。次に、3款国庫支出金でございますけれども、調定額、収入額は同額の1億7,770万8,000円となりました。次に、4款の県支出金でございますが、調定額、収入額は同額の1億1,362万5,000円となりました。

次に、299ページをお願いいたします。7款繰越金4,211万589円ですが、丹比への簡易水道の中馬配水池等の繰り越し事業に伴うものでございます。次に、8款諸収入1,032万3,682円につきましては消費税の還付金、その他雑入499万5,894円は、共済よりの落雷等によります保険の給付金であります。

続きまして、301ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款の総務費は、2、3、4節で職員の人件費等、13節の委託料についてはメーター検針委託料でございます。次に、2款の施設費については、各支所ごとの施設の維持管理費でございます。11節の需用費は薬品、電気代、修繕費等が主なものでございますが、13節の委託料は水質検査、機器、ポンプ、漏水調査等の保守点検委託に係るものでございます。15節の工事請負費は、送配水管の布設替え等でございます。

続いて、303ページをお願いいたします。2項の施設建設費につきましては、吉田給水区の丹比・可愛地区の配水管工事等です。詳しくは説明書207ページに記載しております。なお、丹比・可愛地区につきましては、18年度で完了いたしております。

続いて、八千代給水区の北原浄水場の拡張事業は、日量約532立米の能力向上をいたしまして、18年度でほぼ完了いたしまして、現在は新しい浄水場にて供用開始しております。

次に、美土里給水区につきましては、水源調査が終了いたしまして、19年度より事業着手に向けて支所と協議をいたしながら地元の説明を行っております。

続いて、甲田給水区においては、浄水場、配水池、配水管の工事をいたしました。これによりまして、甲田支所で長屋地区において給水申し込みの受け付けを8月より開始いたしております。また、高地につきましては、早期の供用開始に向けて工事を進めてまいるつもりでございます。工事の完了は22年度を予定しております。

なお、成果といたしましては206ページに掲げておりますが、区域内人口1万3,348人、給水人口が17年度末に比べて511人ふえて9,746人となっております。給水区域の拡大に向けての面整備が進んだ結果と考えております。加入促進についてはこれまで以上に努め、利用者の信頼を損なわないように、安全で衛生的な水の安定供給に努めてまいりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

以上で要点の説明を終わらせていただきます。

○山本委員長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

今村委員。

○今村委員

206ページに有収水量が各区ごとに用意されておりますが、平均して

有収率、どのぐらいになっておるのかお伺いをしたいと思います。

○山本委員長 以上ですか。

○今村委員 はい。

○山本委員長 答弁を求めます。
山本水道課長。

○山本上下水道課長兼水道課長 それでは、お尋ねの有収率についてでございますが、簡易水道事業でございますので、吉田町の簡易水道事業といたしまして92%、八千代は82.21%、美土里町は92.24%、高宮町は89.99%、甲田町は92.48%、向原町が86.48%ということで、平均いたしますと簡易水道といたしましては85.1%となっております。以上でございます。

○山本委員長 今村委員。

○今村委員 そのことによって、今の有収率をもっと高めるべきだというふうに思いますが、その対策として、何か18年度に改めてとられたことがございますでしょうか。

○山本委員長 答弁を求めます。
山本水道課長。

○山本上下水道課長兼水道課長 有収率というのは非常に重要なことであり、また大変な仕事でございますけれども、各給水区ごとに施設の老朽化率等もかなり違いがありますので、一律に数字を上げる、施設での特有なこともあります。それでも一応漏水を早く修理して有収率を上げるということで、漏水調査の委託をいたしまして、18年度も一生懸命やってまいったところでございます。以上でございます。

○山本委員長 今村委員。

○今村委員 水道事業にはいろんな形で有資格者が要するというふうに思っておりますが、その点について、今の市の管理上、問題はございませんか。

○山本委員長 答弁を求めます。
山本水道課長。

○山本上下水道課長兼水道課長 失礼します。水道の管理に当たるのには、水道技術管理者というのが必要になってまいります。それは旧でいえば旧にも各1人ずつはおられるような感じで、今のところは管理に支障を来すことはありません。以上でございます。

○山本委員長 よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
杉原委員。

○杉原委員 横田地区の水源確保について、今日までの取り組みをお伺いいたします。

○山本委員長 答弁を求めます。
金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 横田地区につきましては、先ほど課長も申しあげましたように、先般も一般質問等でもお答えをさせていただきましたが、旧町時代から約10数年にわたって調査をしてこられる中で、なかなか貴重な水源が見つか

らないと、そういう中で、18年度、もう一度やってみて、ある程度の方向性を出そうということで調査をさせていただきましたら、横田地区の隣接地ですが、矢賀地区において、全体で1,000人規模ですが、約2分の1程度の水量の確保ができるという見通しがついたということです。

それで、地元のお世話いただいている方と話をする中で、地元としては本来なら1,000人全部何とかしてほしいという、これはまだ現在もそういう要望を持っておられます。ただ、市の方といたしましても今後の整備を進めていく上では、ずっと水源調査ばっかしやっていくことも非常に難しいという状況の中で、水源を調査をさせていただきました矢賀地区と横田地区の一部、特に厳しい環境の中でも水の厳しいところをある程度選定をして事業化に向けていきたいということで、先般来、支所の方を通じまして、矢賀地区には一遍ご説明に上がらせていただいております。ただちょっと、農繁期なので、2回目から少し秋が過ぎて来ていただきたいという話がありましたので、そういう方向を持っております。それと、横田地区につきましては、振興会等からもいろいろアンケート調査などの成果もいただいております。そこらを踏まえながら、支所と今、連携をとって調整をさせていただいている状況でございます。以上でございます。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑がないようでございますので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第12号、平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長の概要説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 それでは、説明書の209ページをお願いいたします。簡易水道より規模の小さい施設ということで、飲料水供給事業の特別会計、地区としましては高宮町に2地区ございますが、これについての維持管理を行っております。

詳細につきましては、山本上下水道課長の方から説明させていただきます。

○山本委員長 山本上下水道課長。

○山本上下水道課長兼水道課長 それでは、飲料水供給事業特別会計の決算についての要点の説明をいたします。決算書では313ページに載せておりますけども、この説明については説明書の209ページから説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、209ページが使用料等についての記載をいたしております。

続きまして、210ページでございますが、給水人口は前年度に比べ13人と、若干ではありますが伸びました。使用料につきましてはほぼ横ばいで、伸び悩んでおります。施設管理費につきましては、維持管理を記

載しております。これからも簡易水道と同様に、安全で衛生的な水の安定供給できるよう、今後も努力してまいりたいと思います。

以上で要点の説明を終わらせていただきます。

○山本委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第13号、平成18年度安芸高田市水道事業決算の認定についてを議題といたします。

所管部長の概要説明を求めます。

金岡公営企業部長。

○金岡産業建設部長

それでは、別冊の決算書をお願いをいたします。決算書の18ページで概要説明をさせていただきたいと思います。

それでは、18ページの平成18年安芸高田市水道事業報告書ということで、その概要でご説明させていただきます。特にこれは吉田給水区、甲田給水区の公営企業会計の事業でございますが、経営状況としましては、事業収益2億6,403万4,339円、事業費用といたしましては2億5,096万8,329円ということで、差し引き1,306万6,010円の当年度純利益を計上することができた状況でございます。支出等につきましては後ほど担当課長の方からご説明させていただきますが、給水状況といたしましては、吉田給水区、甲田給水区合わせまして区域内人口1万7,362人、計画給水人口が1万4,810人ということでございます。これらの業務、維持管理、あるいは施設の整備業務を行っております。

詳細につきましては、山本上下水道課長の方からご説明をさせていただきます。

○山本委員長

続いて、関係課長から要点の説明を求めます。

山本水道課長。

○山本上下水道課長兼水道課長

それでは、平成18年度の安芸高田市水道事業の決算について、主なものの説明をさせていただきます。

まず、11ページをお願いいたします。収益費用明細書についてでございますが、まず収入、款1 事業収益2億6,403万4,339円となりました。その内訳は、項1 営業収益2億6,060万9,861円、目1の給水収益2億5,891万4,730円でございますが、内訳といたしまして、3月末の調定件数は、吉田給水区3,920件、甲田給水区1,855件、合わせて5,775件となります。項2の営業外収益、目3 雑収益163万9,265円でございますが、主なものといたしましては、昨年甲田において大雨災害によります共済よりの給付金であります。項3 特別利益でございますが、178万5,000円で、昨年吉田において、大雨災害によりまして川向の減圧弁が被災いたしました。これに対する共済の給付金であります。

続きまして、支出でございますが、款1 事業費2億5,096万8,329円となりました。項1 営業費用2億1,268万9,356円。次に、目1の原水及び浄水費3,990万8,376円でございますが、これは取水、浄水、配水池まで

の費用でございます。

続いて、12ページをお願いいたします。節4動力費1,387万6,500円の主なものは電力費でございます。節5修繕費1,034万1,840円の主なものは、取・送水ポンプの修理、監視装置の修理などです。次に、節7委託料1,276万726円でございますが、主なものは緩速ろ過池の砂の削り取り、電気関係の保守点検の年間委託料、坂巻浄水場の管理業務委託でございます。次に、目2配水及び給水費です。4,528万7,810円でございますが、これは配水池から各家庭までの費用でございます。節4修繕費2,719万1,925円でございますが、主なものといたしましては配水管の漏水修理工事費等でございます。次に、節7委託料1,457万6,709円でございますが、主なものはメーター検針、漏水調査、水質検査委託料でございます。続いて、目3受託工事費134万7,744円は消火栓の修理工事の受託費でございます。次に、目4総係費6,007万1,695円については、節1、2、3は職員の給与、手当等でございます。節11委託料459万2,389円でございますが、主なものといたしましては会計業務、水道使用料の取扱委託料でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。目5の減価償却費、節1有形固定資産減価償却費6,297万8,107円、節2無形固定資産減価償却費45万円は、吉田給水区の坂巻浄水場に江の川よりの水利権を得るためのものがございます。次の項2営業外費用3,597万2,432円は、目1節1の企業債利息3,569万4,196円でございます。次に、項3特別損失230万6,541円は、節1の特別損失230万2,320円の主なものは、先ほど申しました吉田の川向の減圧弁の償却によるものがございます。

続いて、14ページをお願いいたします。資本的収支の収入でございますが、款1資本的収入1億3,137万2,450円となりました。項1分担金、節1の加入者分担金643万円の内訳は、口径13ミリが29件、口径20ミリが16件、25ミリが4件、40ミリが1件でございます。次に、項2工事負担金、節1の工事負担金7,084万2,450円は、下水道工事に伴う水道管の支障移設工事費、甲田浄水場移転に伴う県からの工事負担金となります。項3補助金は、一般会計からの500万円でございます。項4企業債4,910万円は、水道事業に伴う借入金であります。

続いて、支出でございますが、款1資本的支出は2億1,753万4,142円で、項1建設改良費1億6,470万2,132円。目1原水及び浄水設備新設改良費でございますが、節1の工事請負費1,479万円は、坂巻の4つのろ過池のろ過流量調整装置の工事費でございます。目2の配水施設新設改良費といたしまして7,254万8,012円、節2の6,284万9,000円は、工事請負費として下水道工事に伴う支障水道管の布設替え工事、配水ポンプの取りかえ工事費等でございます。目3営業設備費、節1の量水器購入費といたしまして271万31円、内訳は、口径13ミリが1,150戸、20ミリが148戸、25ミリが25戸、30ミリが6戸、40ミリが3戸、50ミリが4戸となっております。

次に、15ページをお願いいたします。目4固定資産取得費905万5,333円につきましては、安芸高田市水道事業の中期経営計画に係るものでございます。次に、目5甲立浄水場移転事業6,559万8,756円でございますが、節4の委託料2,769万4,000円は、浄水場基本設計費でございます。節5工事請負費3,732万2,000円は、導・配水管布設工事費でございます。項2の企業債償還金5,283万2,010円は、水道事業に伴う借入金の償還金でございます。なお、企業債の明細は17ページにとじてありますので、よろしくをお願いいたします。

これで要点の説明を終わらせていただきます。

○山本委員長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑はないようですが、質疑を終了してもよろしゅうございますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

以上をもって本日の決算審査特別委員会を終了いたし、散会いたします。

次回は、明3日午前10時に再開いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後3時47分 散会